# 第2章 区部下水道

# 第2章 区部下水道

# 2-1 沿革

#### 1 下水道事業のはじまり

東京における近代下水道は、明治10年から明治23年に断続的に続いたコレラの流行に端を発する政府の「水道溝渠等改良の儀」を受けて、明治17年に建設された「神田下水」にはじまる。しかし、この事業は3年目に国庫補助が不許可となり、レンガ造りの暗きょを約4km敷設したところで中止された。その後、近代産業の急速な発展と東京市への人口集中による都市環境が悪化する中、明治33年に「下水道法」が制定された。また、東京市区改正委員会の調査結果に基づき下水道の総合的計画による設計が「東京市下水道設計」として明治41年3月に閣議決定され、同年4月市告示第21号で告示された。これは、現在の下水道計画の基礎となるものである。

この下水道計画は、計画人口300万人、計画排水面積5,670 h a (現在の芝浦、三河島、砂町の3 処理区)、管きよ延長825,842mを敷設するものであった。

#### 2 下水道改良事業の開始

「東京市下水道設計」に基づく下水道改良工事は、明治44年に認可され、東京市役所内に下水改良事務所を設置した。第1期工事は、大正2年から開始され、下谷、浅草の各区の大部分と神田区の一部分の建設が大正12年まで進められたことにより、幹線11,774m、枝線124,058mを敷設したほか、和泉町、田町ポンプ場、三河島汚水処分場が稼働した。運転を開始した三河島汚水処分場は、計画人口40万人、処理能力67,720m³の日本で最初の本格的な処理場である。第2期工事は、芝、麻布、赤坂 麹町、四谷、牛込、小石川、本郷、日本橋の各区、神田区の大部分、下谷区の一部の建設を大正9年から8か年で施工する計画であったが、着手後、関東大震災の影響により打ち切られ、新たに特別都市帝都復興下水道改良工事として実施されることとなった。

#### 3 震災復興と下水道事業の展開

関東大震災による被害は部分的であったが、市民の保健衛生上、下水道の復旧、整備が重要視され、焼失区域における帝都復興下水道改良工事として上記の第1期工事、第2期工事の残工事と災害復旧工事等が、大正12年から実施された。

大正2年の工事開始以来、下水道整備は下町中心に進められていたが、大正14年からは山の手地域の雨水氾濫の被害が著しい地域において、「継続都市計画速成工事」として下水道整備が始められた。この工事の一部には失業対策事業が適用され、失業救済下水道工事として施行された。この結果、関東大震災以前は150 kmに過ぎなかった管きょ管理延長は、昭和7年には980 kmに達するなど下水道事業は順調に進展した。また、下水処理場についても、三河島に続き、昭和5年に砂町汚水処分場、昭和6年に芝浦汚水処分場が稼働した。

#### 4 拡大する東京と下水道

昭和7年、5郡82町村が東京市に編入された。これにともない、東京市の行政区は15区から35区に拡大し、各町村で進められていた下水道事業もそのまま引き継がれた。これらの各町村の下水道事業は、幹線、ポンプ場、処分場の基幹施設の計画を「東京都市計画郊外下水道設計」として東京府

が昭和5年に決定したが、枝線については各町村ごとの決定にまかされていた。

このため、東京市の下水道計画は、旧市を対象とする「東京市下水道設計」、新市域を対象とする「東京都市計画郊外下水道設計」、旧12町下水道計画の3計画が分立する形となり昭和25年まで継続することとしたが、戦時体制の軍事費確保のため昭和12年頃から事業は縮小し、昭和19年には打ち切られている。

## 5 戦災復興と下水道の本格的着手

## (1) 戦災復興事業

戦災によって破壊された都市施設の復旧は、東京都にとって緊急に対処しなければならない課題であった。終戦当時の下水道施設は、管路延長1,948 km、人孔約5万個、ポンプ所10か所、処理場3か所であった。これらの戦災箇所の下水道復旧事業は、終戦後直ちに着手され、昭和23年までに主要部分の工事がほぼ完了した。また、昭和21年に戦災復興土地区画整理事業が始まり、これに伴う下水道管きよ移設事業は下水道復興事業と呼ばれ、昭和32年までつづけられた。昭和23年には、復旧、管きよ移設、拡張の3事業計画を合わせた下水道復興6か年計画を策定し、直ちに実施に移され、戦後の下水道事業の本格的な再開を行っている。

#### (2) 首都圏の建設と下水道整備

昭和7年以来の3本立ての下水道計画を統合した新しい下水道基本計画である「東京特別都市計画 下水道」(後に「東京都市計画下水道」と改称)が、昭和25年に決定告示された。

この下水道計画では、計画人口630万人、計画対象地域36,155 h a 、既設3処分場に加え、小台、落合、森ヶ崎の3処分場を整備し、6つの排水系統により下水の排除、処理を行うこととした。また、管きょ計画の総延長は6,468.5 k mであり、この新しい基本計画に基づく下水道事業計画は昭和28年に認可されている。

一方、財政面では、昭和27年地方公営企業法の全面的適用と「東京都水道事業及び下水道事業基本計画」の都議会での可決により、「下水道の雨水処理及び建設改良に要する経費並びに建設改良の起債元利償還費は、全て一般会計において負担することとし、この場合、東京都下水道事業会計から繰り戻さないものとする」とした下水道事業会計が設定された。

また、昭和31年首都圏整備法が交付され、首都圏整備委員会の「昭和50年までに区部全域に下水道を普及する」という全体計画を受けて、東京都では「下水道拡張10か年計画」を策定し、整備を急ぐこととなった。

昭和33年には下水道法が全面的に改正され、下水道を公共下水道と都市下水路に分け、公共下水道の構造、放流水の水質、終末処理場の維持管理などの技術的基準を明確にするとともに、公共下水道の設計・施工は一定の資格を有する技術者が行うこととした。また、下水道の設置、管理の主体を原則として市町村(東京の区部においては東京都)と定め、排水設備の設置義務や悪質な排水者に対する除害施設の設置命令も規定したことにより、下水道の責任体制が整備された。さらに、財源については、使用料徴収の根拠と基準が明確にされたほか、大量下水排出者に対する工事負担金制度等の規定も設けられた。

この法改正を受けて、東京都では、昭和34年に新しい下水道条例を制定し事業実施体制を整え、 昭和35年には宅地内の排水設備の充実を図るため指定工事店制度を整えた。

#### (3) オリンピックに向けた重点投資

昭和34年に「下水道拡張10か年計画」を見直し、事業費を増額した。次いで昭和36年には「東京都下水道計画」を策定し、荒川以東など従来の計画で対象外とされていた地域に下水道計画を定めた。また、都心部への人口集中による水使用量の増加に伴う発生汚水量の増加や土地利用の高度化、急増するビル建設、道路舗装の普及等により、従来土中にしみ込んでいた雨水の多くが下水管きょに流れ込むなど新たな問題が生じたため、既設の下水道施設を改良整備する下水道既設区域内の整備事業と拡張事業をあわせて実施する整備拡張事業を開始した。

昭和37年には「下水道基本計画」を全面的に改正し、計画人口751万人に改訂するとともに、1人当たり1日最大汚水量の増大やその地域的格差を考慮して各区ごとに定めるとともに、計画降雨量も50mm/時に引き上げた。この基本計画の変更に伴う新たな「東京都下水道事業計画」を同年に策定している。

#### (4)経営基盤の確立

東京都の下水道事業費は、首都圏整備事業への重点的予算配分とオリンピック投資により順調に伸び続けたが、その財源は起債と一般会計からの繰り入れが大部分を占めた。このため、公営企業としての独立採算性の原則から安定した事業実施体制を確保するため、料金のあり方を明確化し、合理的な料金体系を整える必要があった。

昭和39年に「臨時東京都水道料金及び下水道料金制度調査会」の答申を受けた下水道料金の改定が都議会で議決され、昭和40年から実施された。これにより、下水道事業は公費支弁による公共事業と使用料徴収による公共事業の両面的性格をもつ準公営企業と規定され、その建設には一般会計からの大幅な出資が必要であるとされるとともに、経常経費については独立採算性が望ましいこと、下水道料金の原価算定の範囲は維持管理費などの経常的経費の主要部分にとどめること、支払利息などの資本費用は当面公費で負担すること等が定められた。また、当時全国的に採用されていた水道料金比例制から下水道独自の最低料金付均一従量制の料金体系を採用することとした。

## 6 都市問題の発生と下水道の新たな展開

## (1)都市環境の整備と下水道の全面的展開

昭和40年代当初の下水道普及率は35~40%程度であった。また、山の手線内側では大部分の地域で普及していたのに対し、周辺部では一部で事業が始まったばかりという著しい格差があった。昭和38年に東京都長期計画後期の事業実施を確保するため定められた基幹的重要事業実施計画では、道路整備と並び下水道事業は最も多く事業費が配分される最重点施策とされた。

また、昭和43年の東京都中期計画では、都政運営の基準として近代都市が当然備えていなければならない最低限の条件として「シビル・ミニマム」が設定されている。下水道のシビル・ミニマムとしては、①汚水及びし尿処理については区部全域に下水道を100%普及する、②雨水排除は1時間50mmの降雨に対処できる整備を行う、③処理水はBOD20ppm以下に浄化するとの3点を示した。このシビル・ミニマムの達成を図るため事業実施計画として、昭和53年度100%普及を目標に昭和44年度から3年間で人口普及率を57.1%に引き上げることとした。

一方、昭和44年の都市計画法の改正により、下水道も道路や公園とともに都市施設として計画を 定めなければならないとされ、都市に不可欠な施設として法的な位置づけが行われている。

## (2) 公害対策と下水道

昭和40年代に水質汚濁は一層深刻化し、昭和45年には新河岸川、隅田川の汚染に続き、多摩川の水質悪化により玉川浄水場は取水停止を余儀なくされた。こうしたなか、昭和45年第64臨時国会いわゆる「公害国会」が召集され、水質汚濁防止法などの6法の制定と公害対策基本法や下水道法などの8法の改正が行われた。

下水道法のこの改正により、同法の目的に「公共用水域の水質保全に資すること」が加えられ、水質保全対策としての下水道整備の位置づけが明確にされた。また、水質汚濁防止法の制定により、終末処理場からの放流水が排出基準に適合するように、処理施設の整備や維持管理の適正化が求められることとなった。

#### (3) 下水道の新しい課題

快適な都市環境の確保や災害に強い都市づくりなど東京が抱えている諸課題を解決し、利便性、 安全性、快適性を兼ね備えた都市東京をつくりあげていくため、問題発生の根源となっている都市 構造自体を改編していくことが不可欠と考えられた。

このため、昭和45年「広場と青空の東京構想」のなかで、下水道は都市生活基盤拡充の重要な柱として、100%普及の早期達成をはじめ従来の諸施策の一層の推進が求められるとともに、総合的環境保全機能を担うものとして、①処理水の水質は1980年代にBODを10ppm以下に引き下げる、②処理水の再利用を拡大する、③汚泥の土壌改良剤としての活用を可能な限りのばす、④処理場の覆蓋化と公園化の実施が掲げられた。

昭和47年に策定した「下水道全体計画」では、60年度を目標に、計画人口1,035万8千人、計画面積53,827 h a 、計画汚水量(日最大)979万m³に改訂した。また、荒川以東地域の排水区域について、中川処理場の追加により、葛西、小菅、中川の3処理区に再編するとともに、環状7号線以北については区画整理を中心とした良好な市街地の整備が進んでいることを考慮し排除方式として分流式が採用された。

昭和40年代の10年間で区部の下水道普及率は1.8倍、処理水量は2.3倍に増加し、汚泥処理量は昭和40年の日量12,200m³から昭和50年には61,300m³と5倍に、スラッジケーキの発生量は日量600トンから2,800トンへと4.7倍に増加した。一方、公害諸法の拡充により、適切な環境対策の実施が求められることになり、50年代に入り、汚泥の処理処分は長期短期両面からの対策が必要となった。長期的対策としては、汚泥の資源化に焦点をあてた新しい処理処分システムであり、短期的対策としては中央防波場外側埋立地への埋立処分である。

汚泥減量化のための焼却処理は、昭和42年小台処理場での導入以降、順次建設が進められたが、 汚泥の焼却施設の用地確保難などの理由から、港湾埋立地に専用基地を設け汚泥処理の効率化を図 るため昭和54年に南部汚泥処理プラント、昭和56年に東部汚泥処理プラントの都市計画決定を経て、 昭和58年には我が国初の汚泥処理専門施設として南部汚泥処理プラント(南部スラッジプラント) の運転が開始された。

#### 7 石油危機と下水道財政

昭和40年代後半、東京の下水道は飛躍的な発展期を迎えたが、インフレにより人件費、資材費、

用地費等が上昇したこと、下水道施設が迷惑施設として意識されたこと、交通渋滞や騒音振動問題から夜間工事の制約、地下埋設物の調整の複雑化などが工事の進捗を妨げる要因となるとともに、昭和48年の石油危機がもたらした都財政の危機と狂乱物価により下水道事業の遅れが決定的となった。このため、昭和53年「東京都中期計画」では100%普及達成時期を「早急に」改め、昭和51年「東京都行財政3箇年計画」では昭和54年度末目標普及率を72%に改訂した。

また、下水道財政は、都財政の構造的悪化に加え、昭和40年以来10年間にわたり下水道料金が据え置かれたことも大きな要因となっていたことから、昭和50年下水道料金の大幅な改定を行うとともに従量逓増料金体系が採用された。また、昭和52年東京都下水道財政調査会の「企業債の支払利子も使用料原価に参入すべき」との報告を受けた料金改定を昭和53年に行っている。

さらに、昭和54年都財政再建のための東京都財政再建委員会答申を受け、昭和55年東京都公営企業等財政再建委員会により「企業努力の推進」「利用者負担の適正化」「一般会計との負担区分の明確化」の3点を基本方策とする答申が提出された。

#### 8 普及100%に向けた下水道事業

## (1) マイタウン東京と下水道事業の展開

昭和55年マイタウン構想懇談会報告を受けた、昭和57年「東京都長期計画」の中では、下水道を都の最重点事業の1つとして位置づけ、①区部では60年代に100%普及する、②河川や東京湾の水質環境基準を達成するため下水処理水の水質向上に努める、③下水汚泥の減量化と資源化をすすめるとの長期目標を設定した。

さらに、昭和61年「第二次東京都長期計画」が策定され、雨水対策の拡充をはじめとする既設下 水道の能力向上や高度処理水の利用による清流復活、さらに下水道施設の多目的利用が新たな長期 目標として加えられた。この間、昭和50年代以降、年間2%の普及率の上昇を維持し、普及100%に 向け精力的に事業を進めていった。

#### (2) 公害防止から環境管理の時代へ

昭和40年代半ばから、東京の公害問題が少しずつ改善の兆しを見せ始めるなか、公害を除去するだけでなく、快適でうるおいのある環境を積極的につくり出していくための対策が強く求められるようになってきた。この総合的な環境管理の推進のため、昭和56年環境影響評価条例が施行され、下水道についても5ha以上の処理場の増設にあたっては環境アセスメントの実施が義務づけられた。

また、昭和55年「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認され、水質改善を保全していくための流域全体の総合的な下水道計画として、昭和47年策定の下水道全体計画の上位計画として位置づけられた。

さらに、環境保全に対する社会の意識が高まりを受けて、平成5年に公害対策基本法に代わって環境基本法が成立し、都でも平成6年に東京都環境基本条例を制定した。これらの中で環境保全は各事業者の責務とされ、環境保全に対する下水道の役割が増大していった。

## (3) 事業効率の向上

一方、下水道の普及拡大につれて年々増大する維持管理業務については、積極的な電算化の推進、 下水処理場での集中監視システムの導入、ポンプ所の遠隔制御による無人化や降雨情報システムの 導入を進めた。また、事業執行については、昭和59年都と民間の共同出資による東京都下水道サービス株式会社を設置し、民間活力を活用したきめ細やかなサービスの実施と効率的な執行体制の確保がはかられた。

## (4) 第二世代下水道への展開

平成2年「21世紀の下水道を考える懇談会」での、下水道が完全に普及する21世紀には下水道は都民生活により密接な都市施設として、快適な水環境の創出など重要かつ多面的な役割を担っていかなければならないとの報告を受けて、区部の第二世代下水道の基本計画・基本構想として平成4年に「第二世代下水道マスタープラン」を策定した。このマスタープランは、これまで普及を中心として整備が進められてきた第一世代下水道の役割を一層充実するとともに、新たな視点から多面的に展開する各施策を体系化し、今後の進むべき方向とその内容を明らかにした。

## 9 下水道事業の多面的展開

#### (1) 普及概成後の下水道事業

平成6年度末、区部下水道の100%普及が概成し、「第二世代下水道マスタープラン」に基づく事業展開がスタートした。平成6年から始まる4か年の財政計画では、なお残る未普及地域の早期解消をはじめ、老朽化した施設の再構築、浸水対策、高度処理、合流式下水道の改善などを着実に実施していくとともに、循環型社会の形成に資するため、下水処理水、下水汚泥、下水熱など、下水の持つ貴重な資源の有効利用の促進、都民生活を24時間支え、休むことなく機能している下水道施設の適正かつ効率的な維持管理など、多面的な事業を展開していった。

また、平成10年から始まった4か年の財政計画では、汚水と雨水の経費見直しや、料金改定を行い、 厳しい財政事情の中にあっても、着実に事業を進めていった。

#### (2) 下水道構想2001

企業債の元利償還が下水道財政を圧迫していること、老朽化が進む膨大な施設の維持管理に多額の経費を要すること、下水道料金収入の伸びが期待できないことなど、下水道財政をとりまく状況はさらに厳しさを増している。このような厳しい状況の中にあっても、引き続き、下水道サービスの維持・向上を図っていくため、現状の課題を抽出し、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から、事業全般の進め方を見直すとともに、50年先を展望した下水道事業の取組方針を示すため、平成13年に「下水道構想2001」を策定した。

## (3) 経営計画2004

下水道財政を取り巻く環境は、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の 再構築など課題が山積しており、より一層効率的・効果的な事業運営を行っていく必要がある。一方、 料金収入は漸減傾向が続き、大きな伸びを期待できないなど、決して楽観できる状況にない。このため 平成16年に計画期間を3か年とする「経営計画2004」を策定し、下水道事業を遂行していく上での 指針とするとともに、その施策の内容を「お客さま」である都民の皆さまに明らかにするものとし、下 水道事業の展開を図っている。

## (4) 経営計画2007

下水道財政を取り巻く環境は、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の 再構築、さらには地球環境保全や都市再生への貢献など課題が山積している。一方、下水道料金収入は 逓減傾向が続いており、引き続き徹底したコスト縮減を行っていく必要がある。また、平成18年に策定 された「10年後の東京」で示された東京のあるべき姿を実現するために、これまで実施してきた様々 な事業を今まで以上に環境に配慮して推進していく必要がある。このため平成19年に計画期間を3か年 とする「経営計画2007」を策定した。この計画は、お客さまである都民の皆さまや区市町村に具体 的な施策の内容を明らかにしていく上での指針となるものである。

## 2-2 計画

## 2-2-1 経緯

## (1)経緯

戦前の計画策定の経緯は、第1節に示すとおり、明治41年の「東京市下水道設計」に始まる。本節では、 東京都として事業を進めることとなった戦後の下水道計画の経緯を示す。

詳しい経緯は別添の表のとおりであるが、主な変更点は以下のとおりである。

- ○東京特別都市計画下水道の決定(昭和25年7月)
  - 東京市下水道、郊外下水道、及び隣接12か町村下水道を統合した「東京特別都市計画下水道」が決定。 戦後の下水道事業が出発。計画人口630万人。
- ○下水道法に基づく事業認可(昭和34年3月) 昭和33年4月下水道法が新たに制定。これに基づく事業計画の認可を取得。
- ○東京都市計画下水道の変更(昭和37年3月)
  - 基本計画を変更。計画人口を751万人。単位汚水量、降雨強度も見直す。「東京都市計画河川下水道調査特別委員会」の答申(通称、36答申)を受けた河川の下水道化計画、既設区域の整備拡充計画も盛り込む。
- ○常磐橋地区再開発(昭和37年12月) 常磐橋地区再開発に伴い、銭瓶町ポンプ場など関連施設の変更。
- ○区部全域を計画区域に(昭和39年2月)

荒川以東地域や練馬、板橋両区の一部地域を含む区部全域の計画決定。計画人口950万人。小菅処理場、 葛西処理場の追加決定。

- ○下水道法事業計画に新河岸系統を追加(昭和40年7月) 新河岸系統を加えた7系統37,314 h a の事業認可の変更。
- ○埋立地内の下水道整備計画(昭和43年7月)

東京港湾第二次改定に基づく埋立地内の下水道整備計画がもり込まれ、その一部並びに板橋地区土地区画整理地区を事業対象区域に編入。

- ○中川処理場の追加決定(昭和47年12月) 中川処理場を区内10番目の処理場として計画決定。
- ○荒川以東全域の計画見直し(昭和49年12月) 荒川以東3処理区の計画を見直す。計画人口1035.8万人。計画汚水量6800 /人/日。
- ○荒川以西の計画見直し(昭和51年7月)

芝浦、砂町、落合、森ヶ崎、新河岸の5処理区について、処理区変更を含む全面的に計画を見直し。

- ○南部汚泥処理プラントの追加決定(昭和54年3月) 増大する汚泥の効率的な処分を行うため、南部汚泥処理プラントを計画決定。
- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認(昭和55年3月) 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認される。
- ○中野処理場の追加決定(昭和55年10月)汚水量の増大に伴い、落合処理場を補完する中野処理場を計画決定。
- ○蔵前処理場の追加決定(昭和56年1月) 汚水量の増大に伴い、三河島処理場を補完する蔵前処理場を計画決定。昭和58年1月には主要な管きょ についての全面的な見直しも実施。
- ○新河岸東処理場、東部汚泥処理プラントの追加決定(昭和56年2月) 汚水量の増大に伴い、新河岸処理場を補完する新河岸東処理場(現、浮間水再生センター)を計画決定。 小台、新河岸の処理区域の変更。増大する汚泥の効率的な処分を行うため、東部汚泥処理プラントを計画決定。
- ○葛西沖開発土地区画整理事業の編入(平成元年1月) 葛西沖開発土地区画整理事業の完了に伴い、同区域を葛西処理区に編入。
- ○有明処理場の追加決定(平成元年6月) 臨海副都心の整備に伴い、同区画を砂町処理区に編入。新たに有明処理場の追加決定。
- ○東尾久浄化センターの追加決定(平成3年1月) 下水道事業としては始めて環境アセスメント案件となった東尾久浄化センターの追加決定。
- ○都市計画の手続の簡素化(平成6年4月) 建設省都市局都市計画課事務連絡による都市計画手続の合理化・簡素化(幹線管きょ:下水排除面積が 100 h a 以上の管きょ)に基づき、161幹線の変更と120幹線の廃止の都市計画変更。
- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認(平成9年5月) 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が建設大臣に承認される。
- 都市計画手続きの合理化・簡素化による幹線管きょ(下水排除面積 100 h a 以上を1,000 h a 以上に)の 都市計画変更を行い、24幹線の変更及び260幹線の都市計画決定廃止。

○都市計画の手続の簡素化(平成12年3月)

# (2) 戦後の下水道計画経緯

-	都市計	画決定	Ę	事業計画	町の認言	ij	計	画又は事	業計画の概	既要		
事業名	年月日	告示番号	都市記			道法	計画又は 事業の 区 域	事業行期間	事業費	計画基準	備	考
	昭25. 7.10	建設省告示第740号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	区 域 計画区域 36, 155ha (6系統)	<u>朔</u> 间	(百万円)	人口 6,300千人 汚水320 l/ 人/日 雨水40又は 50mm/時		
	昭28.10.12	建設省告示 第1,358号	昭28. 10. 12	建設省告示 第1,358号			計画 変更なし 事業区域 19,325ha	昭28~ 昭31年	9, 000	変更なし		
東	昭30.11.7	建設省告示第1,206号	昭30.11.3	建設省告示第1,266号			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	名称の	み変更
京都			昭33. 3.31	建設省告示第983号			変更なし	昭28~ 昭34年	変更なし	変更なし		
市計					昭34. 3.11 昭34. 3.23	建33東計 第 47号 厚東衛 第570号	事業区域 22,315ha	昭32~ 昭41年	36, 600	変更なし		
画下			昭35 3.31	建設省告示第805号			変更なし	昭28~ 昭35年	19, 910	変更なし		
水道			昭36 3.29	建設省告示 第815号			変更なし	昭28~ 昭36年	29, 340	変更なし		
東京	昭37. 3.31	建設省告示 第1,092号	昭37. 3.31	建設省告示 第1,092号			計画区域 37,314ha 事業区域 37,314ha	昭28~ 昭45年	217, 716	人口 7,510千人 汚水395 l / 人/日 雨水50mm/時		
都公	昭37. 12. 22	建設省告示 第3,250号	昭37. 12. 22	建設省告示 第3,250号			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	常磐地 発に伴	
共下水	昭39. 2.25	建設省告示 第292号	昭39. 2.25	建設省告示第292号			計画区域 58,853ha (9系統) 事業区域 変更なし	変更なし	227, 761	人口 9,500千人 汚水変更なし 雨水変更なし		
道)	昭39. 12. 16	建設省告示 第3,380号	昭39. 12. 16	建設省告示 第3,380号			計画区域 変更なし 事業区域 41,124ha	変更なし	238, 011	変更なし		
					昭40. 7. 5 昭40. 7.21	建設省東部 第217号 厚生省環 第552号	事業区域 37,314ha (7系統)	昭32~ 昭45年	226, 200	変更なし		
	昭41. 8.24	建設省告示 第2,871号	昭41. 8.24	建設省告示 第2,871号			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし		
					昭43. 7. 5	建設省東部第4号	43, 276ha (全体計画 53, 458ha)	昭32~ 昭50年	560,000	変更なし		
			昭46. 3.18	建設省告示 第377号			変更なし	昭28~ 昭51年	1, 003, 196	変更なし		

車	都市計	画決定	II.	事業計画	画の認 ፣	ij	計	画又は事	業計画の棚	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市割年月日	十画法 告示番号	下 水 年月日	道 法認可番号	計画又は 事 業 の 区 域	事だ問	事業費 (百万円)	計画基準	備考
	昭47.11.4	建設省告示第35号					変更なし	_	_	変更なし	葛西処理場の 計画変更
	昭47. 12. 25	東京都告示 第1,454号					変更なし	-	-	変更なし	中川処理場の 追加
					昭48. 3. 9	建設省東都 下事発 第9号	変更なし	昭32~ 昭51年	1, 035, 252	変更なし	中川処理場の 事業追加
			昭48. 3.20	建設省告示第567号			変更なし	変更なし	1, 035, 896	変更なし	同上
東	昭48. 12. 20	東京都告示 第1,342号					変更なし	_	-	変更なし	落合処理場拡 張・梅田・東 小松川ポンプ 場変更
京都	昭49. 3. 2	東京都告示 第226号					変更なし	-	_	変更なし	砂町処理場拡張
市計	昭49. 7.25	東京都告示 第773号					変更なし	-	-	変更なし	篠崎ポンプ場 の名称・位置 の変更
画下	昭49.11.14	東京都告示 第1,176号					変更なし	-	_	変更なし	小台処理場拡 張・隅田ポン プ場の変更
水道(	昭49. 12. 16	東京都告示 第1,302号					計画区域 50,891ha (10系統)	-	-	人口 10,358千人 汚水680 l / 人/日 雨水変更なし	荒川以東全域
東	昭50. 2.18	東京都告示 第186号					変更なし	-	-	変更なし	蔵前ポンプ場 の追加
京都公					昭50. 5.24	建設省東都 下公発 第5号	事業区域 50,801ha (全体計画 53,496ha)	昭32~ 昭60年	2, 051, 000	人口 10,358千人 汚水680 l / 人/日 雨水変更なし	荒川以東全域
共下水			昭50.11.8	建設省告示 第145号			事業区域 49,649ha	昭28~ 昭60年	2, 008, 600	人口 10,358千人 汚水680 l / 人/日 雨水変更なし	荒川以東全域
道 )	昭50.12.12	東京都告示 第1,207号					変更なし	-	-	変更なし	業平橋ポンプ 場の変更
	昭50. 12. 27	東京都告示 第1,262号					変更なし	_	-	変更なし	梅田ポンプ場 の変更
	昭51. 3.31	東京都告示 第199号					変更なし	-	-	変更なし	芝浦処理場、 矢ロポンプ場 の変更
	昭51. 7.10	東京都告示 第671号					計画区域 53,827ha	_	_	変更なし	三河島・小台 処理区を除く 荒川以西地域
	昭51.10.12	東京都告示 第980号					変更なし	-	-	変更なし	築地ポンプ場 の追加
	昭51. 12. 23	東京都告示 第1,240号					変更なし	_	_	変更なし	汐留幹線及び 汐留第二ポン プ場の追加

車	都市計	画決定	Ξ	事業計画	画の認す	ij	計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市記年月日	計画法 告示番号	下 水 年月日	道 法認可番号	計画又は 事 業 の 区 域	事施期	事業費 (百万円)	計画基準	備考
	昭52. 3.11	建設省告示第178号					変更なし	-	_	変更なし	葛西処理場の 変更
					昭52. 8.10	建設省東部 下公発 第26号	事業区域 53,827ha	昭32~ 昭60年	4, 295, 438	変更なし	三河島、小台 処理区を除く 荒川以西地域
	昭52. 12. 21	東京都告示 第1,115号					変更なし	_	-	変更なし	平井ポンプ場 及び荒川以東 地域一部管渠 の変更
東			昭53. 1.26	建設省告示第57号			事業区域 53,827ha	変更なし	4, 244, 000	変更なし	三河島、小台 処理区を除く 荒川以西地域
京	昭53. 6.10	東京都告示 第589号					変更なし	=	_	変更なし	目黒川幹線の 変更
都市計	昭53.10.4	東京都告示 第1,015号					変更なし	_	_	変更なし	中原幹線、後 楽ポンプ場及 び五軒町幹線 の追加
画下	昭54. 3.29	東京都告示 第374号					変更なし	_	-	変更なし	南部汚泥処理 プラントの追 加及び砂町処 理場の変更
水道	昭54. 3.29	東京都告示 第381号					変更なし	-	-	変更なし	中川処理場の 面積の変更
·	昭54. 8. 9	東京都告示 第873号					変更なし	_	_	変更なし	調布雨水幹線 の変更
東京	昭55. 1.22	東京都告示 第69号					変更なし	-	_	変更なし	大森東ポンプ 場の追加
都公					昭55. 2. 4	建設省東都 下公発 第2号	変更なし	変更なし	4, 605, 900	変更なし	南部汚泥処理 プラントの追 加及び砂町処 理所の変更
共 下 水			昭55. 2.21	建設省告示 第170号			変更なし	変更なし	4, 549, 900	変更なし	
道					昭55.10.4	建設省東都下公発第16号	多摩川、荒川		(8	合計画の承認 3,271,000人) 47,300㎡/日)	
Ú					昭55.10.4	建設省東都 下公発 第18号	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	東金町ポンプ 場の変更
	昭55.10.16	東京都告示 第1,074号					変更なし	_	-	変更なし	宇田川幹線、 中川汚水幹線 外の変更 (荒川以東)
	昭55. 10. 16	東京都告示 第1,075号					変更なし	_	_	変更なし	中野処理場の 追加
	昭56. 1.23	東京都告示 第61号					変更なし	_	_	変更なし	蔵前処理場の 追加、中野幹 線外の追加、 妙正寺川更、 外の変フ場の 廃止

	都市計	画決定	Ę	事業計画	町の認言	ī	計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市記	十画法	下水	道法	計画又は 事業の	事業施行	事業費	計画基準	備考
泊	十月日	口小街勺	年月日	告示番号	年月日	認可番号	要 乗 切区 域	期間	(百万円)	可四苯毕	
東京	昭56. 2.28	建設省告示 第177号					変更なし		-	変更なし	新場処の岸部ラ更二雑のポ止線逆変河、理追処汚ン、、色追ン、外井更岸東プ加理泥ト小東ポ加プ東の幹東部ラ、場処ト松糀ン、場大追線外が大河南プ変第、場間廃幹、の理泥ト河南プ変第、場間廃幹、の
京都市計画下水			昭56. 3.24	建設省告示 第640号			変更なし	昭28~ 昭60年	4, 748, 000	10,358千人 汚水680 l / 但し、小台、 落合、新河岸 処理区は多摩 川荒川等流総 計画による。	中野処、プロックのでは、新場の町追場が、アカックでは、アカックでは、アカックでは、アカックでは、アウッかでは、アウックでは、アウッかでは、アウックでは、アウックでは、アウックでは、アウックでは、アウックでは、アウックでは、アウックでは、アウックでは、アウッかでは、アウックでは、アウックでは、アウッかではないでは、アウッかでは、アウッかでは、アウッかでは、アウッかでは、アウッかでは、アウッかではないではないかではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない
が道(					昭56. 3.31	建設省東都 下公発 第6号	変更なし	昭32~ 昭60年	4, 757, 000	変更なし	同上 (但し、東金町ポンプ場を除く)
東	昭56.11.27	東京都告示 第1,229号					変更なし	I	_	変更なし	小台浄化セン ターの追加
公共下	昭57. 1.11	東京都告示 第23号					変更なし	I	-	変更なし	芝浦の理場面 積の変プ場の 追加が、一之之が 箱崎の廃設が、 場の 場の 場の は加い 場の は加い が りの は りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの
水道)			昭57. 3. 3	建設省告示 第334号			変更なし	昭28~ 昭65年	4, 891, 800	変更なし	蔵小タ泥ト大ポ加蔵の戸追町更・地浄、理東東プーポ止幹、線喜外で、大ポルの江プ第外多のでは、ないのでは、線を外のでは、場には、場には、場には、場には、場には、場には、場には、場には、場には、場に
					昭57. 3.29	建設省東都 下公発 第1号	変更なし	昭32~ 昭65年	4, 914, 400	変更なし	上記の外、新 宿副都心浄化 センターの追 加、森ヶ崎東 ポンプ場の廃 止

#	都市計	画決定	Ē	事業計画	町の認す	ij	計	画又は事	業計画の構	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市記年月日	十画法 告示番号	下 水 年月日	道 法認可番号	計画又は 事 業 の 区 域	事だ問	事業費	計画基準	備考
	昭58. 1.11	建設省告示第22号	十月 日	口小街与	十月 日	心 刊 街 万	変更なし	<i>州</i> 旧	(百万円)	変更なし	三河島処理区 の変更、敏 がンプ場の幹 更、新砂幹線 外の追加 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り
	昭58. 3.31	建設省告示第358号					変更なし	-	-	変更なし	白鬚西ポンプ 場の追加
東京都市					昭58. 11. 21	建設省東都 下公発 第1号	変更なし	変更なし	5, 067, 800	変更なし	小ンプラス ボス ボス ボス ボス ボス ボス ボス ボス ボス ボ
計画下水道			昭59. 1.17	建設省告示第30号			変更なし	変更なし	5, 061, 700	変更なし	小松川場の 第二追職 場、場、 一次で 場、場、 場、場 場、場 が 変 段、谷加 の 低 野、第二維 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の
東京	昭59. 3.21	東京都告示 第260号					変更なし	_	_	変更なし	築地、橋場、 汐入ポンプ場 の廃止、竹芝 幹線外の変更
都公	昭60. 1.21	東京都告示 第62号					変更なし	_	_	変更なし	青井雨水幹線 外の追加、水 元汚水幹線外 の変更
共 下 水 道					昭60. 3.25	建設省東都下公発第5号	変更なし	変更なし	5, 089, 000	変更なし	青井雨水幹線 外の追加、小 菅処理場、梅 田ポンプ場、 水元汚水幹線 外の変更
)			昭60. 8.10	建設省告示 第1,130号			変更なし	変更なし	5, 082, 880	変更なし	青井雨水幹線 外の追加、小 菅処理場、梅 田ポンプ場、 水元汚水幹線 外の変更
					昭60. 12. 11	建設省東都 下公発 第32号	変更なし	変更なし	5, 092, 000	変更なし	南部汚泥処理 プラントの変 更
	昭62. 1.23	東京都告示 第65号					変更なし	_	-	変更なし	江東ポンプ場、 高島和一号加、 第二十川、 第二千川、 第二千川、 東西川、 東西 第二年明川、 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京

#	都市計	画決定	Ξ	事業計画	画の認言	īĴ	計	画又は事	業計画の棚	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市割年月日	計画法 告示番号	下 水 年月日	道 法認可番号	計画又は 事 業 の 区 域	事 業	事業費(百万円)	計画基準	備考
					昭62. 2.23	建設省東都下公発第3号	変更なし	昭32~昭70年	6, 042, 895	変更なし	上記が、場の、場に、対し、大学を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
			昭62. 3. 9	建設省告示第301号			変更なし	昭32~ 昭70年	6, 041, 943		同上
東	昭62. 4.16	東京都告示 第499号					変更なし	_	_	変更なし	第二十二社幹 線の追加、十 二社幹線の変 更
京都市計画下	昭63. 1.14	東京都告示 第41号					変更なし	_	_	変更なし	東ポ加両追・の第放更品ン、国加大変ニ流場品が、田東米、田東ボールでの第次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の
水道(東京					昭63. 2. 5	建設省東都下公発第2号	変更なし	変更なし	6, 109, 511	変更なし	前項第二次要用 の川、岩変 事場崎ンプリー の変 が 変 が 変 が の 変 が の 変 が の で 、 の で 、 の で 、 の で 、 の で の で の で の で
都			昭63. 2. 5	建設省告示第239号			変更なし	変更なし	6, 107, 359	変更なし	同上
公共下					昭63. 10. 27	建設省東都 下公発 第35号	変更なし	変更なし	6, 110, 493	変更なし	南部汚泥処理 プラントの変 更
- 水 道 )	平元. 1.20	東京都告示 第49号					計画区域 54,176ha	_	_	変更なし	葛変新の第の西変幹大変西更河変ニ追ポ更線田更四東河変ニ追ポ更線田更理・リン、ウ場鳥の外幹線の山加の域・場子場鬚の山加の域・場子場
					平元. 3. 7	建設省東都下公発第3号	事業区域 54,176ha	変更なし	6, 223, 493	変更なし	上金の外、は一条の外、大きのの外、大きのの外が、大きのの外が、小いのの外が、カー、のの外が、カー、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
			平元. 5.18	建設省告示 第1,915号			事業区域 54,176ha	変更なし	6, 206, 341	変更なし	上記の外、南 部汚泥処理プ ラントの変更

	都市計	画決定	Щ	事業計画	画の認す	ij	計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	年日日	<b>出二亚</b> □	都市記	计画法	下水	道法	計画又は	事 業施 行	事業費	11. 面甘淮	備考
名	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	事業の区域	期間	(百万円)	計画基準	
	平元. 6.16	東京都告示 第680号					計画区域 54,534ha		6, 332, 690	変更なし	砂の処落流更場加セ更幹谷線町変理合渠、送、ン、線沢の処事場処吐小水小夕宮の川変理、場の出の管台一城追加東、山水のの海の一城の地で、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、
東京都市計画					平元. 9. 1	建設省東都下公発 第25号	計画区域 54,534ha		6, 332, 700	変更なし	砂の処有流青ンポ加外追町変理明渠海プン、、加野の運場ができ場ができるできます。の理場ができまずででいる場ができませば、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では
下水道					平元. 10. 16	建設省東都下公発第38号	計画区域 54,534ha	変更なし	6, 359, 000	変更なし	落合処理場放 流渠の変理場 小台処理で 東部及び理南 汚泥処理プラ ントの変更
(東京都公			平元. 11. 18	建設省告示 第1,929号			変更なし	変更なし	6, 342, 068	変更なし	砂の処落流第線鬚追町変理合渠二のボカリの地域明の理象子主のボカリーのボカリーのでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、場別のでは、まれば、
共下水	平 2. 3.30	東京都告示第386号					変更なし	-	-	変更なし	半蔵濠幹線外 3幹線の追加、 溜池幹線外、 6幹線の変更、 砂町雨水調整 池の追加
道)					平 2. 5.18	建設省東都下公発第13号	変更なし	変更なし	6, 426, 450	変更なし	半3溜幹木雨砂池町び止場セ処小タ小水南ン泥変理備蔵幹池線場水町のポ放、、ン理台ー台管部トプ更場の際線幹のポ貯雨追ン流中小タの浄放処の汚、ラ、細廃線の外変ン留水加プ渠野台一追化流理追泥東ン小粒上線追外更ブ地調、場の処浄白一追化流場加プ部ト台化小り、場、整砂及廃理化度、ン、送、ラ汚の処設外が、

	都市計	画決定	事業計画の認可 都市計画法 下水道法				計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	左旦日	<b>井</b> 二 巫 日	都市記	十画法	下水	道法	計画又は	事業	事業費	<b>利本状</b> 类	備考
名	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	事業の区域	施行期間	(百万円)	計画基準	
東京都市計画			平 2. 6.22	建設省告示			変更なし	変更なし	6, 421, 368	変更なし	半3溜幹木雨砂池町び止場セ処小タ小水南プ部ラ小粒止蔵幹池線場水町のポ放、、ン理台ー台管部ラ汚ン台化寮線幹のポ貯雨追ン流中小タの浄放処の汚ン泥ト処設幹の外加5、場、整砂及廃理化度、ン、送、理東プ、細廃外加5、場、整砂及廃理化度、ン、送、理東プ、細廃
下	平 3. 1.30	東京都告示第96号					変更なし	変更なし	-	変更なし	東尾久浄化セセ 東尾久海水流尾 東ター加、場放東 リンプ変更、 東久 東尾久 ターの追加
京都公共下水	平 3. 2.28	東京都告示第208号					変更なし	変更なし	-	変更なし	日の妙外更ン月の処変を指加・非線の橋川、川場のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
道					平 3. 6.24	建設省東都下公発第17号	変更なし	変更なし	6, 533, 016	変更なし	上記の外森ヶ崎処理区(多摩川沿いの分流地区)の雨水管渠を追加
			平 3. 7.18	東京都告示 第1,381号			変更なし	変更なし	6, 527, 934	変更なし	日のかり、大学のでは、大学のでは、日のから、大学のでは、日のから、大学のでは、大学のでは、日のでは、日

	都市計	画決定	<u> </u>	事業計画	町の認す	ij	計	画又は事	業計画の棚	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市記年月日	計画法 告示番号	下 水 年月日	道 法認可番号	計画又は 事業の 区域	事施期間	事業費	計画基準	備考
	平 4. 2. 7	東京都告示第138号					変更なし	J	_	変更なし	砂の有のポ加プ神幹沙幹の有のポ加プ神幹の解排加プ志の幹の幹の幹の幹の幹の幹の幹の幹ののポルカ・
東京都市計画下水道					平 4. 2.26	建設省東都	変更なし	昭32~ 平10年度	6, 660, 372	変更なし	砂の有の久砂の副ン神のポ面尾の更外加外更町一明追浄み追都タ谷追ン積久放、9、5型東とをは、一般ののかでは、一般のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
(東京都、			平 4. 3.24	建設省告示第780号			変更なし	昭28年~ 平10年度	6, 655, 870	変更なし	上記のとおり、 ただしりサイク ルセンター及 び汐地地面積の 変更を除く
下	平 4. 9.14	東京都告示 第1,042号					変更なし	=	-	変更なし	台場ポンプ場 外 2 ポンプ場 の追加、青海 汚水幹線外 1 幹線の追加
水道)	平 5. 2. 1	東京都告示 第106号					変更なし		-	変更なし	勝の川場プ木の島流浜鮫放京幹第外更洲追理積島追第、場場放ポ渠川洲流島線二3、連加場のプルン、ポ洲変ン渠ブ変ンプ解外の野勝絡、の変が北洋洲変ン渠ブ変ンプ解外加幹の・渠面地域ができる。東では、場大放、場場に5、線変鮫の処面をは、場大放、場大放、場場に5、線変鮫の処面をは、場大放、場大放、場場に5、線変鮫の処面をは、場大放、場大放、場場に5、線変鮫の処面をは、場大放、場大放、場場に5、線変鮫の処面をは、場大放、場大放、場場に5、線変鮫の処面をは、

+	都市計	画決定	July 7	事業計画	町の認言	īĴ	計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市記年月日	十画法 告示番号	下 水 年月日	道 法認可番号	計画又は 事業の 区域	事だ問	事業費 (百万円)	計画基準	備考
	平 5. 7.15	東京都告示 第800号		·			変更なし	_	-	変更なし	芝浦処理場放 流渠の変更
東京	平 6. 4.12	東京都告示 第473号					変更なし	_	1	変更なし	千世場で 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の
都市計画					平 6. 7.20	建設省東都下公発第16号	変更なし	変更なし	6, 907, 431	変更なし	芝浦処理場の 変更、芝浦処 理場放流渠そ の3、南台幹 線、中野本町 幹線、弥生町 幹線の追加
下水道(東京都公			平 6.10.31	建設省告示 第2,103号			変更なし	変更なし	6, 873, 500	変更なし	千生場の処でである。 一生場の処でである。 一生場の処でである。 一生場の処でである。 一生場の処でである。 一手が、か、ン、中 の上では、外の一では、外のでは、 ののでは、 ののに、 のの。 ののに、
共 下 水 道 )	平 7. 2.10	東京都告示第135号					計画区域 56, 261ha	-	-	変更なし	芝森の更ププ東線通路では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
					平 7. 3.31	建設省東都下公発 第12号	計画区域 56,337ha	変更なし	6, 939, 931	変更なし	芝蒲木 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

+	都市計	画決定	事業計画の認可 都市計画法 下水道法				計	画又は事	業計画の棚	既要	
事業名	年日口	生子乗旦	都市記	十画法	下水	道法	計画又は東業の	事業施行	事業費	計画基準	備考
石	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	事業の区域	期間	(百万円)	訂凹基毕	
東京			平 7. 4.18	建設省告示第1,001号			56, 261	変更なし	6, 893, 057		港下入永駒更水場若京線水汚潮追ポ渠砂湾水、代沢、幹汚洲浜、幹水汚加ンのポ連道軍線線雲、幹が汚島城線幹水、ブ変ン立区幹線線、の南新線幹が、島東、線平城、の北域線、の南新線線、水水島東、線米水、ブ変ンの線、新変汚木、線幹汚海八の橋流新、の編、新変汚木、線幹汚海八の橋流新、
都市計画下水道											若新場ンポ海場プンポ浜のカールの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の
(東京	平 8. 2. 9	東京都告示 第109号					変更なし	_	_		台東幹線の追幹 東東第二 東東第二 東東第二 東京第二 東京第二 大 三 大 三 大 三 大 三 大 三 大 三 大 三 大 三 大 三 大
都公共下水道)					平 8. 3.29	建設省東都下公発第8号	変更なし	変更なし	7, 042, 725		台加幹幹幹都夕新(浮浦川再業度地変東、線線線心一河送間処駅生の処の更東、線線線心一河送間処駅生の処の更幹第、、、浄導岸管線場工規和施加の浅晶泉宿と管理、、(地用、設)追草川町副ン)、場新芝品区時高用の追草川町副ン)、場新芝品区時高用の
			平 8. 5.15	建設省告示 第1,344号			変更なし	変更なし	6, 993, 900		台東幹線の追車 東線の選車 東線、東 東 東 東 東 線、 新 三 表 三 表 三 表 三 表 三 表 、 表 、 表 、 表 、 表 、 表
	平 9. 2.12	東京都告示 第119号					変更なし	_	-		第二岩淵幹線、 第二矢口幹線、 谷川雨水幹線、 芝浦処理場の 変更

	都市計	画決定	Ē	事業 計画	町の認言	·····································	計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	<b>E</b> [ ]	4.一亚口	都市記	十画法	下水	道法	計画又は	事業	事業費	31.云甘洲	備考
名	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	事業の区域	施行期間	(百万円)	計画基準	
東京都市					平 9. 5. 6	建設省東都下公発第8号	変更なし	昭32~ 平15年度	7, 087, 542		天池追淵矢川第南変現地 (東東端、線幹線、第二第一次 (東京 ) 東京 (東京 ) 東東 (東東 ) 東東 (東
計画下水											側ポンスはリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカ
が道					平 9. 5. 9	建設省東都 下流発 第4号	多摩川、荒川	川等流域別了		合計画の変更 (9,093,000人) 290,000㎡/日)	
(東京都			平 9. 6. 3	建設省告示第1,261号			変更なし	昭28~ 平15年度	7, 070, 409		第二岩淵幹線、 第二矢口幹線、 谷川雨水幹線、 芝浦処理場の 変更
郁 公 共 下 水 道 )	平10. 2. 3	東京都告示 第73号					56, 328	_	I		大赤二の田幹幹淵箱(イン森の田幹幹淵箱(イン森の田幹線線幹崎崎町場、、線ボ崎等)、幹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
					平10.10.27	建設省東都 下公発 第12号	56, 404	変更なし	7, 092, 752	変更なし	砂処区久1加外更ププ芝3更町理域保1、4、場場浦処森の更幹線谷幹崎北変理場の一、線の線では更場のが出理場が、区変東幹線では、まで更場のが、は、場場では、場場では、場場では、場場では、場場では、場場では、場場では、場
			平11. 2.22	建設省告示 第248号			56, 328	変更なし	7, 050, 949	変更なし	砂処区久3神幹箱外の処理場での処区久3神幹箱外の処理場ので、線道外東ププ芝2東京の線変ンンプ芝2東の線変ンンプ芝2東の場変ンンプ芝2東の場変が、場道外東ププ芝2東の場変が、場場が、場場浦処

	都市計	画決定	Ē	事業計画	町の認す	ij	計	画又は事	業計画の棚	既要	
事業名	<b>E</b> I I	4.一元口	都市記	計画法	下水	道法	計画又は	事業	事業費	到亚甘潍	備考
名	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	事業の区域	施行期間	(百万円)	計画基準	
東京	平11. 2.26	東京都告示第185号					56, 340	_	_	変更なし	砂処区二2溜幹沙のき2・10理域溜幹池線留廃ポポル場でのまなが、変変池線幹のポルンン、の場が出来がよりである。 はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか
都市計画下水道(					平11. 2.26	建設省東都 下公発 第4号	56, 416	変更なし	7, 263, 449	変更なし	砂処区二3溜幹勝場場雲3変理場町理域溜幹池線ど外のポポ更場の茶の更幹の線を2追ンン、外変森の更幹の線像がま2追ンン、外変でが、場場浦処ができる。では、場場では、場場では、場場では、場場では、場場では、場場では、場場では、場
東京都公共下水道			平11.3.29	建設省告示第926号			56, 340	変更なし	7,132,299	変更なし	砂処区二2溜幹沙のき2追理域溜幹地線留廃ポポルの変更幹の線を変ン、プブジ更幹の線を変がポルンン、の変が場が出来の乗りがあります。 場 過 場 場 場 場 場 り り り り り り り り り り り り り
	平12. 3.17	東京都告示第296号					変更なし	_	_	変更なし	芝幹浜野の雑放更プ廃を表別を 神の野の発生、場変との が東の野のでは、場上のののでは、 が東ののでは、場上のののでは、 が東のでは、場上ののでは、 が東のでは、 が東のが、 が、場上ののでは、 が、 が、 が、 が、 が、 は、 は、 は、 は、 は、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に

<b>=</b>	都市計	画決定	Ę	事業 計画	町の認言	ij	計	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市記	十画法	下水	道法	計画又は 事業の	事業施行	事業費	計画基準	備考
70	十万日	口小田勺	年月日	告示番号	年月日	認可番号	が 域	期間	(百万円)	可凹坐牛	
都市計画					平12. 6. 26	建設省東都下公発第4号	56, 416	変更なし	7, 352, 931	変更なし	茅幹線の 等線の が放い、 が放い、 が放い、 が放い、 が放い、 が放い、 が放い、 ががいたがいがい、 でその外3 がのよりの がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 がいまで、 はいまでで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、 はいまで、
下水道(東京都公			平12.7.6	建設省告示 第1604号			56, 340	変更なし	7, 221, 179	変更なし	芝幹浜野路 24 、 4 条 24 、 4 条 24 、 6 幹 紙 26 0 幹 線 か 更 プ 廃 26 0 幹 線 か 更 プ 廃 2 場 か 、 場 変 ル 1 が 1 ル 1 ル 1 場 変 ン の 北 プ 尾 の の ポ プ 尾 の ポ プ 尾 の ポ プ 尾 の 水 ポ 上 の の ポ プ 尾 の 廃止
公共	平13. 1. 15	東京都告示 第 27 号					56, 340	_	-	変更なし	新田ポンプ場 の変更
下					平13. 12. 10	国関整都整 第72号	56, 340	変更なし	7, 356, 336	変更なし	新赤坂幹線外 1 幹線の変 更、西神田幹 線の追加、新 田ポンプ場の 変更
			平13. 10. 9	関東整備局 第312号			変更なし	変更なし	7, 221, 179	変更なし	新田ポンプ場 の変更
	平13. 11. 26	東京都告示 第1377号					変更なし	_	J	変更なし	雑色ポンプ場 放流渠の変更
					平15. 3. 28	国関整都整 第121号の2	変更なし	昭和32年 ~平成18 年度	7, 391, 006	人、汚水680	東大島幹線外 4 幹線の 更、日本場の 場外1幹線の 追加、砂町処 理場外4件の 変更
			平15. 3. 28	関東整備局 第128号			変更なし	変更なし	7, 222, 280	変更なし	雑色ポンプ場 放流渠の変更
	平15. 1. 31	東京都告示 第83号					変更なし			変更なし	勝島ポンプ場 の勝島・鮫洲 連絡管渠の変 更

事	都市計画 決定	事業計	画の認可		計画又は事	業計画の概要		
業名	年月日 告示番号	都市計画法 年月日 告示番号	下水道法 年月日 認可番号	計画又は事 業の区域	事業施行期間	事業費 (百万円)	計画基準	備考
			平成15.5.15 国関整都整第 282号の2	変更なし	昭和32年~ 平成19年度	7, 487, 281	変更なし	尾久南幹線外18幹線の変更、南台西 幹線の追加、主要枝線30件追加、東 雲ポンプ場外1件の変更、森ヶ崎処 理場外6件の変更
		平成15.6.25 関東整備局 第231号		変更なし	変更なし	7, 255, 963	変更なし	勝島・鮫洲連絡管渠の追加
			平成15.8.29 国関整都整第 53号の2	変更なし	昭和32年~ 平成19年度	7, 490, 275	変更なし	主要枝線1件追加、砂町処理場の変 更
東	平成16.3.1 東京都告示 第227号			56, 375	_	_	変更なし	有明北雨水ポンプ場放流渠追加、有明北雨水ポンプ場の追加,砂町処理区の一部区域変更
東京都市計画下水道		平成17.3.31 関東整備局 告示第266号	国関整都整第	56, 451	変更なし	7, 577, 446	変更なし	日本堤南幹線外3幹線の追加、東雲 幹線、堀船南幹線の追加、主要枝線 10件追加、葛西処理場消毒設備外2 件の追加、雑色ポンプ場消毒設備外 2件の追加、芝浦処理場処理能力外6 件の変更、豊洲ポンプ場、有明北雨 水ポンプ場の追加、砂町処理区の一 部区域変更
東京都公共	平成 16.11.15 東京都告示 第1593号			変更なし	変更なし	_	変更なし	浜松町、南千住ポンプ場廃止、処理 場名称変更
下水道)				計画区域 56, 451ha	昭和32年~平成19年度	7, 586, 647	9,093千人 汚水 680 ・/日/人	晴海西幹線の追加処理場名称(14 件)の変更、葛西水再生センターの 汚泥脱水機の設備機種の変更、芝浦 水再生センターの処理水を活用して 熱供給事業を開始するための熱供給 施設一式を追加、森ヶ崎水再生セン ター処理水の放流落差を利用した小 水力発電設備を追加変更、豊洲・晴 海地区の有明その1、その2ポンプ場 のポンプ排水区域及び計画汚水量の 変更
		平成 17. 10. 25 関東地方整 備局告示 第476号	平成17.5.9 国関整都整 第224号の2	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年~ 平成21年度	変更なし	人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	馬込西二号幹線外12幹線変更 西日暮里幹線外2幹線の追加、芝浦水再生センター外3センターの変更、東部汚泥処理プラントの変更、矢口ポンプ場外3ポンプ場の変更、南千住ポンプ場及び浜松町ポンプ場の廃止

車	都市計画決定	事業計	画の認可		計画又は事	業計画の概要		
事業		都市計画法	下水道法	計画又は事	事業施行期	事業費		
名	年月日	年月日	年月日	業の区域	間	(百万円)	計画基準	
			平成17.10.5	計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年~ 平成21年度 変更なし		人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	再生水供給地区の追加。供給計画の 見直し(送水管、送水施設の変更)
	平成 18.3.10 東京都告示 第265号			変更なし	変更なし	7,745,570	変更なし	晴海ポンプ場同放流渠追加
	平成 18.8.22 東京都告示 第1222号			変更なし			変更なし	浜町ポンプ場及び放流渠の廃止、浜町第二ポンプ場及び放流渠を浜町ポンプ場及び放流渠を浜町ポンプ場及び浜町ポンプ場放流渠に名称変更
東京都主		関東地方整	平成18.12.20 国関整都整第 99号の2	変更なし	昭和32年~ 平成21年度 変更なし	7,745,570	変更なし	浜町ポンプ場及び放流渠の廃止、浜町第二ポンプ場及び放流渠を浜町ポンプ場及び放流渠を浜町ポンプ場及び浜町ポンプ場放流渠に名称変更
市計画下	平成19.4.6 東京都告示 第592号			計画区域 56,375ha			変更なし	大森東ポンプ場の用地の変更
水道 (東京都公共下水				計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年~ 平成21年度 変更なし	7,768,472	人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	馬込西二号幹線外5幹線の変更 練馬区中村三丁目、豊玉北二丁目主 要枝線の変更 中野区中野一丁目主要枝線外6主要 枝線の追加 新小岩ポンプ場外1ポンプ場の揚水 量変更
下水道)	平成 19.10.4 東京都告示 第1282号			計画区域 56,375ha			変更なし	勝どきポンプ場の用地の変更
	平成20.3.7 東京都告示 第284号			計画区域 56,375ha			変更なし	新川ポンプ場の用地の変更 砂町水再生センターの放流先の変更
			国関整都整第 209号の2	変更なし	昭和32年~ 平成21年度 変更なし	変更なし	人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	溜池幹線外10幹線の変更,第二溜池幹線外2幹線の変更,白金幹線外5幹線の変更,白金幹線外5幹線の変更,千住関屋ボンプ場外1ポンプ場の雨水貯留量変更,勝どき千住西ボンプ場外1ポンプ場の施設追加、大再生センターの放流先変更留池連絡下の変熱手が、中野の追加、高西が再の追加、高西が再の変が、中野の追加、高西が、中野の追加が、中野の追加が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の追加が、中野の追加、中野の追加、中野の追加、中野の追加、中野の追加、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野の変が、中野には、中野には、中野には、中野には、中野には、中野には、中野には、中野には
			平成21.3.25 国関整都整第 126号の2	計画区域 56,375ha	昭和32年~ 平成26年度 5年間延伸	変更なし	変更なし	勝島幹線外12幹線の変更、4主要枝線の追加、梅田ポンプ場外1ポンプ場の施設追加、業平橋ポンプ場の施設を更、芝浦水再生センター外2再生センターの施設追加

# 2-2-2 都市計画決定の概要

# (1)名 称 東京都市計画下水道 東京都公共下水道

# (2)排水区域

区	分	名	称	面	積		備	考
計画0	り決定	東京都公	共下水道	56, 3	375ha	千	代田区ほか	か22特別区

## (3)下水道管きょ

内	訳	延 長 (m)
合 流 管	きょ	175, 220
分流管きょ	(汚水)	7, 450
分流管きょ	(雨水)	1,060
放 流 管	きょ	37, 100
幹線管き	よ計	220, 830

## (4)ポンプ施設

処理区名							
及び排水	名	称	位	置	敷	地 面	積
-	714	Jv1.	<u> </u>	臣	A	»ы ш	18
区 名							
	_						
	浜町ポン	プ 場   中	央区日本橋浜町三丁	目地内	約	3, 430	) m²
	箱崎ポン	プ場中	央区日本橋箱崎町地	内	約	3, 300	) m²
芝	桜橋ポン	プ場中	央区新富一丁目地内		約	2, 640	) m²
	桜橋第二ポン	プ場中	央区湊一丁目地内		約	6, 300	) m²
浦	明石町ポン	プ場中	央区築地七丁目地内		約	3, 050	) m²
	芝浦ポン	プ場港	区芝浦四丁目地内		約	11, 560	) m²
処	銭瓶町ポン	プ場 千	代田区大手町二丁目:	地内	約	5, 620	) m²
	品川埠頭ポン	プ場品	川区東品川五丁目地	内	約	2, 110	) m²
理	天王洲ポン	プ場品	川区東品川二丁目地	内	約	300	) m²
	汐留第二ポン	プ場港	区海岸一丁目及び中	央区浜離宮庭園地内	約	9, 890	) m²
区	東品川ポン	プ場品	川区東品川三丁目地	内	約	11, 500	) m²
	一ッ橋ポン	プ場 千	代田区一ツ橋一丁目北	也内	約	1, 500	) m²
	勝どきポンプ	プ場中	央区勝どき五丁目地	内	約	5, 630	) m²
三河島	白鬚西ポン	プ場荒	川区南千住八丁目地	内	約	13, 500	) m²
処 理 区	湯 島 ポ ン	プ場文	京区湯島四丁目地内		約	3, 030	) m²
	和泉町ポン	プ場千	代田区神田和泉町地	内	約	500	) m²

処理区名				
及び排水	名 称	位   置	敷	地 面 積
区名				
三	日本堤ポンプ場	台東区浅草五丁目地内	約	$3,200\mathrm{m}^2$
河	山谷ポンプ場	台東区橋場二丁目地内	約	$600\mathrm{m}^2$
島	藍染ポンプ場	荒川区荒川八丁目地内三河島水再生センター内		_
処	町屋ポンプ場	荒川区町屋八丁目地内	約	$3,900\mathrm{m}^2$
理	後楽ポンプ場	文京区後楽一丁目地内	約	6, 610 m²
区				
	小松川第二ポンプ場	江戸川区小松川一丁目地内	約	$14,600\mathrm{m}^2$
	千住西ポンプ場	足立区千住桜木一丁目地内	約	$3,470\mathrm{m}^2$
	千住ポンプ場	足立区千住曙町地内	約	$5,840\mathrm{m}^2$
	隅田ポンプ場	墨田区堤通二丁目地内	約	$6,190\mathrm{m}^2$
	吾 嬬 ポ ン プ 場	墨田区立花五丁目地内	約	$6,170\mathrm{m}^2$
	吾嬬第二ポンプ場	墨田区立花六丁目地内	約	$18,000\mathrm{m}^2$
	小松川ポンプ場	江戸川区平井三丁目地内	約	$9,130\mathrm{m}^2$
	大島ポンプ場	江東区大島六丁目地内	約	9,080 m²
砂	業平橋ポンプ場	墨田区吾妻橋三丁目地内	約	5, 790 m²
	三之橋ポンプ場	墨田区立川四丁目地内	約	$4,710\mathrm{m}^2$
町	佃島ポンプ場	中央区佃三丁目地内	約	6, 500 m²
	越中島ポンプ場	江東区越中島三丁目地内	約	$810\mathrm{m}^2$
処	木場ポンプ場	江東区東陽七丁目地内	約	8,890 m²
	東雲ポンプ場	江東区潮見一丁目地内	約	$5,000\mathrm{m}^2$
理	江東ポンプ場	江東区東雲二丁目地内	約	23, 200 m²
	両国ポンプ場	墨田区横綱一丁目地内	約	9,000 m²
区	有明北その1ポンプ場	江東区有明二丁目地内	約	$250\mathrm{m}^2$
	台場その1ポンプ場	港区台場地内	約	$560\mathrm{m}^2$
	青海その2ポンプ場	江東区青海一丁目地内	約	$540\mathrm{m}^2$
	有明南その1ポンプ場	江東区有明三丁目地内	約	$390\mathrm{m}^2$
	千住関屋ポンプ場	足立区千住関屋町地内	約	$10,000\mathrm{m}^2$
	新砂ポンプ場	江東区新砂三丁目地内	約	$2,250\mathrm{m}^2$
	若洲ポンプ場	江東区若洲地内	約	$1, 150 \mathrm{m}^2$
	新木場ポンプ場	江東区新木場二丁目地内	約	$1,060\mathrm{m}^2$
	東雲南ポンプ場	江東区東雲二丁目地内	約	$2,920\mathrm{m}^2$
	有明ポンプ場	江東区有明四丁目地内	約	$1,000\mathrm{m}^2$
	青海ふ頭ポンプ場	江東区青海二丁目地内	約	$1,050{ m m}^2$
	有明北雨水ポンプ場	江東区有明一丁目地内	約	$5,500\mathrm{m}^2$
	豊 洲 ポ ン プ 場	江東区豊洲二丁目地内	約	$340\mathrm{m}^2$
	晴海ポンプ場	中央区晴海二丁目地内	約	$3,300\mathrm{m}^2$
r	神谷ポンプ場	北区神谷三丁目地内	約	6, 800 m²
小 台 加	王子ポンプ場	北区堀船三丁目地内	約	4, 700 m²
, 台 処 理 区	新田ポンプ場	足立区新田三丁目地内	約	6, 000 m²
	宮城ポンプ場	足立区宮城二丁目地内みやぎ水再生センター内		_

加州区友				
処理区名 及び排水	   名 称		敷	地面積
区名	711 777	<u> </u>	力人	
小 台	王子第二ポンプ場	北区堀船三丁目地内	約	4, 500 m <sup>2</sup>
処 理 区				
-1.	鮫洲ポンプ場	品川区東大井一丁目地内	約	18, 500 m <sup>2</sup>
森	浜川ポンプ場	品川区東大井二丁目地内	約	2, 360 m²
	平和島ポンプ場	大田区平和島四丁目地内	約	8, 500 m <sup>2</sup>
ケ	矢口ポンプ場	大田区矢口三丁目地内	約	10, 200 m <sup>2</sup>
낪	六郷ポンプ場	大田区南六郷一丁目地内	約	$10,720\mathrm{m}^2$
崎	羽田ポンプ場大森東ポンプ場	大田区羽田旭町地内 大田区大森東一丁目地内	約約	4, 740 m <sup>2</sup> 29, 620 m <sup>2</sup>
処	東糀谷ポンプ場	大田区東糀谷六丁目地内	約	29, 620 m 21, 470 m <sup>2</sup>
\Z	雑色ポンプ場	大田区南六郷三丁目地内	約	11, 840 m <sup>2</sup>
理	勝島ポンプ場	品川区勝島一丁目地内	約	18, 100 m <sup>2</sup>
	東海ポンプ場	大田区東海四丁目地内	約	1, 890 m²
区	八潮ポンプ場	品川区八潮五丁目地内	約	4, 100 m²
	城南島ポンプ場	大田区城南島二丁目地内	約	1, 110 m²
	京浜島ポンプ場	大田区京浜島一丁目地内	約	1, 310 m²
小	亀有ポンプ場	葛飾区青戸七丁目地内	約	6, 660 m²
小菅処理区	本田ポンプ場	葛飾区東四ツ木一丁目地内	約	9, 500 m²
区	堀切ポンプ場	葛飾区堀切一丁目地内	約	7,800 m <sup>2</sup>
	新宿ポンプ場	葛飾区新宿一丁目地内	約	5, 390 m²
葛	細田ポンプ場	葛飾区奥戸九丁目地内	約	6, 670 m²
西	小岩ポンプ場	江戸川区南小岩五丁目地内	約	5, 800 m²
処	篠崎ポンプ場	江戸川区前野町、東篠崎町、江戸川一丁目地内	約	46, 100 m <sup>2</sup>
理	西小松川ポンプ場	江戸川区松島二丁目地内	約	4, 880 m²
区	東小松川ポンプ場	江戸川区東小松四丁目地内	約	10, 050 m²
	新川ポンプ場	江戸川区船堀七丁目地内、北葛西一丁目地内	約	10, 000 m²
	新小岩ポンプ場	葛飾区西新小岩二丁目地内	約	15, 540 m²
新河岸 処理区	志村ポンプ場	板橋区小豆沢四丁目地内	約	4, 440 m²
	梅田ポンプ場	足立区梅田四丁目地内	約	21, 800 m²
中川	熊の木ポンプ場	足立区江北三丁目、堀之内一丁目及び二丁 目地内	約	19, 000 m²
処 理 区	加平ポンプ場	足立区綾瀬七丁目地内	約	7, 230 m²
	東金町ポンプ場	葛飾区東金町八丁目地内	約	15, 000 m²

# (5)処理施設

名称	位置		敷 地 面 積
芝浦水再生センター	港区港南一丁目、三丁目地内	約	215, 200 m²
三河島水再生センター	荒川区荒川八丁目地内	約	184, 900 m <sup>2</sup>
蔵前水再生センター	台東区蔵前二丁目地内	約	24, 600 m²
東尾久浄化センター	荒川区東尾久七丁目地内	約	$74,000\mathrm{m}^2$
砂町水再生センター	江東区新砂三丁目区内	約	788, 700 m²
有明水再生センター	江東区有明二丁目地内	約	46, 600 m²
みやぎ水再生センター	足立区宮城二丁目地内	約	105, 730 m²
小台浄化センター	足立区小台一丁目地内	約	$32,700\mathrm{m}^2$
落合水再生センター	新宿区上落合一丁目地内	約	85, 070 m²
中野水再生センター	中野区新井三丁目地内	約	63, 000 m²
森ヶ崎水再生センター	大田区大森南四丁目、五丁目、昭和島二丁目地内	約	413, 500 m²
小菅水再生センター	葛飾区小菅一丁目、二丁目、三丁目地内	約	140, 300 m²
葛西水再生センター	江戸川区臨海町一丁目、六丁目地内	約	362, 000 m²
新河岸水再生センター	板橋区新河岸三丁目地内	約	193, 500 m²
浮間水再生センター	板橋区東坂下二丁目、舟渡一丁目、北区浮間四丁	約	207, 000 m <sup>2</sup>
	目地内		
中川水再生センター	足立区中川五丁目地内	約	309, 880 m²
南部汚泥処理プラント	大田区城南島五丁目地内	約	71, 850 m²
	大井ふ頭その2地内		
東部汚泥処理プラント	江東区新砂三丁目地内	約	114, 000 m <sup>2</sup>

# (6)設計の概要

# ア) 計画基準

計	画	汚	水	量	地域に応じて定め区部平均で日最大680L/人/日(給水量を基準とする汚水量)である。 その他、工場排水、地下水量を見込む。区部全体で日最大 8,290,000㎡/日
雨	水	流	出	量	降雨強度公式 $i = \frac{5,000}{t+40} \leftarrow t - t - t - t - t - t - t - t - t - t$
計	画		人	П	区部全体で 9,093,000人とした。

## イ) 主要施設 省略

# 2-2-3 施行済みの事業

# (1)東京都市計画東京市下水道

事業別	予算額	竣工額	施工延長	施行	年度	摘要
	円	円	m		•	
第1期下水道改良 工事	15,000,000	14,618,123	135,818	自明治 至大正	44年 12年	浅草区、下谷区の大部、本郷区、神 田区の一部並びに田町、和泉町ポ ンプ場及び三河島処理場竣工
下水渠一部速成工 事	2,520,000	2,497,989	14,876	自大正 至 同	5年 9年	山の手及び下谷方面、芝区の内、 雨水氾濫箇所に対し施行
第2期下水道改良 工事	20,000,000	4,311,283	35,115	自大正 至 同	9年 12年	麹町、日本橋、京橋区の一部並びに銭瓶町ポンプ場の一部施行、震災のため打ち切り
帝都復興下水道改 良工事	40,211,321	39,603,453	280,056	自大正 至昭和	12年 6年	焼失区域一帯並びに芝浦、銭瓶 町、木場、業平、三之橋各ポンプ 場、砂町処理場
管渠移転工事	2,454,911	2,310,518	102,567	自大正 至昭和	14年 5年	震災後区画整理に伴う第1期区域 内、下水道の移転整理
下水道応急整理工 事	1,600,000	948,402	30,465	自大正 至昭和		震災後区画整理に伴う第1期区域 内、既設下水道の整理
失業救済工事 (昭和2年度)	355,108	340,415	2,518	自昭和 至 同		山の手方面雨水氾濫箇所に対し施 行
失業救済工事 (昭和3年度)	461,624	428,477	4,472	昭和	3年	山の手方面雨水氾濫箇所に対し施 行
失業救済工事 (昭和4年度)	1,932,460	1,711,460	17,563	自昭和 至 同	4年 5年	全市域に亘り雨水氾濫箇所に施行
昭和5年度速成工 事	3,000,000	2,674,854	39,619	自昭和 至 同		同上並びに急施を要すべき箇所に 施行
失業救済工事 (昭和6年度)	500,000	455,538	12,285	自昭和 至 同		同上並びに急施を要すべき箇所に 施行
失業救済工事 (昭和7年度)	500,000	461,219	8,516	自昭和至 同		同上並びに急施を要すべき箇所に 施行
昭和5, 6, 7年度第 2改良速成工事	8,250,000	7,561,665	120,534	自昭和 至 同	5年 8年	同上並びに芝浦ポンプ場の拡張
継続都市計画速成 工事	5,740,695	5,600,286	33,792	自大正 至昭和		全市域並びに急施を要すべき箇所に施行
継続都市計画完成下 水道改良工事	38,500,000	27,688,297	336,689	自大正 至昭和	7年 19年	同市域内の下水道の内、ポンプ場、 下水処理場の完成、管渠残部の約 5割
計	141,026,119	111,211,979	1,174,885			
下水道課以外にて 施行	9,905,064	9,905,064	247,700	昭和	19年	復興局・府・市・道路の改修施行せるものの工費は推計による。
備考 継続都市計画完成下水道改良工事及び継続郊外下水道改良工事は、戦時に際し、昭和19年度限り国庫補助が中止となったため、同年度限り工事打ち切りとした。	150,931,183	121,117,043	1,422,585			

## (2) 東京都市計画郊外下水道

大崎町 (第1期工事) 746,263 746,263 24,812 直式 13年 市域併令以前旧大崎町地内に施行 (第2期工事) 273,369 273,369 20,246 直配和 5年 市域併令以前旧大條町地内に施行 (第1期工事) 408,763 408,763 10,066 直配和 3年 市域併令以前旧大久保町地内に施行 (第2期工事) 4,743 4,743 - 昭和 7年 市域併令以前旧大久保町地内に施行 (第2期工事) 527,407 527,407 10,669 直配和 5年 市域併令以前旧市及保町地内に施行 西巣鴨町 68,829 68,829 514 直配和 5年 市域併令以前旧高温明地内に施行 理巣鴨町 674,982 674,982 27,998 直配和 3年 7年 市域併令以前旧電巣鴨町地内に施行 産人町 (第1期工事) 731,194 731,194 10,826 直配和 3年 7年 市域併令以前旧主子町地内に施行 (第2期工事) 779,144 779,144 27,731 直配和 7年 市域併令以前旧正子町地内に施行 (第2期工事) 10,050 10,050 196 昭和 7年 市域併令以前旧足久町地内に施行 東部下水道町村 837,842 837,842 9,034 直配和 6年 市域併令以前旧足久町地内に施行 東部下水道町村 837,842 837,842 9,034 直配和 6年 市域併令以前旧足入町地内に施行 東部下水道町村 819,869 819,870 28,019 直配和 7年 市域併合以前旧千住町地内に施行 (第2期工事) 819,869 819,870 28,019 直配和 7年 市域併合以前旧千住町地内に施行 (第2期工事) 15,600,000 15,440,595 285,197 直配和 7年 市域付的中村にて確行中のもの 改良工事 15,800,000 15,440,595 285,197 直配和 7年 市域付日町村次に施行 新市域付旧町村次に施行 新市域付旧町村次に施行 市市域付日町村次に施行 市域付金以前旧千住町地内に施行 市域付金以前旧千住町地内に施行 市域付金以前旧千住町地内に施行 市域付金以前旧千住町地内に施行	事業別	予算額	竣工額	施工延長	施行	年度	摘要
(第1期工事)		円	円	m			
(第2期工事)		746,263	746,263	24,812	自大正 至昭和	13年 6年	市域併合以前旧大崎町地内に施行
(第1期工事)		273,369	273,369	20,246	自昭和至 同	5年 7年	市域併合以前旧大崎町地内に施行
(第2期工事) 4,743 4,743 10,669 自昭和 7年 市域併合以前旧高田町地内に施行 万里樂鴨町 68,829 68,829 514 自昭和 7年 市域併合以前旧画巣鴨町地内に施行 東部下 731,194 731,194 10,826 自昭和 3年 市域併合以前旧単鴨町地内に施行 74年 市域併合以前旧三巣鴨町地内に施行 751,194 731,194 10,826 自昭和 3年 市域併合以前旧単鴨町地内に施行 751,194 779,144 27,731 自昭和 2年 市域併合以前旧足入町地内に施行 761期工事) 10,050 10,050 10,050 10,050 昭和 7年 市域併合以前旧足入町地内に施行 762期工事) 837,842 837,842 9,034 自昭和 7年 市域併合以前旧日春里、三河島、 76年 前 76年 市域併合以前旧千住町地内に施行 第1期工事) 507,995 507,995 13,149 自 76年 市域併合以前旧千住町地内に施行 15年 市域併合以前旧千住町地内に施行 第2期工事) 819,869 819,870 28,019 自昭和 76年 千住町 15年 市域併合以前旧千住町地内に施行 15年 市域仟合以前旧千住町地内に施行 15年 市域仟合以前日千住町地内に施行 15年 市域仟合以前日千住町地内に施行 15年 市域仟合以前日千住町地内に施行 15年 市域仟合以前日 15年 市域仟合以前日 15年 15年 市域仟合以前日千住町地内に施行 15年 15年 市域仟合以前日 15年		408,763	408,763	10,066	自昭和 至 同		市域併合以前旧大久保町地内に施行
西田町   527,407   527,407   10,009 至 同 7年   市場併合以前旧西巣鴨町地内に施行   存		4,743	4,743	-	昭和	7年	市域併合以前旧大久保町地内に施行
14	高田町	527,407	527,407	10,669	自昭和 至 同		市域併合以前旧高田町地内に施行
〒子町   731,194   731,194   10,826   五   10   10   10,826   五   10   10   10,826   五   10   10   10   10,826   五   10   10   10   10   10   10   10	西巣鴨町	68,829	68,829	514	自昭和至 同		市域併合以前旧西巣鴨町地内に施行
定人町 (第1期工事) 779,144 779,144 779,144 27,731 室 同 7年 市域併合以前旧足人町地内に施行 (第2期工事) 10,050 10,050 10,050 10,050 第2期工事) 837,842 837,842 9,034 室 同 7年 市域併合以前旧尾人町地内に施行 東部下水道町村 837,842 837,842 9,034 室 同 7年 市域併合以前旧日暮里、三河島、南千住町(第1期工事) 507,995 507,995 13,149 室昭和 15年 市域併合以前旧千住町地内に施行 市域併合以前旧千住町地内に施行 (第2期工事) 819,869 819,870 28,019 自昭和 2年 市域併合以前旧千住町地内に施行 第2期工事 15,800,000 23,355 703 昭和 7年 千住町(第2期)残部市域併合後旧 千住町工事 27,000 23,355 703 昭和 7年 千住町(第2期)残部市域併合後旧 千住町工事 15,800,000 15,440,595 285,197 自昭和 7年 至 同 7年 前域付合以前旧千住町地内に施行 新市域内旧町村にて施行中のもの 29,365 285,197 自昭和 7年 百 19年 27,000 21,854,401 469,160	巣鴨町	674,982	674,982	27,998			市域併合以前旧巣鴨町地内に施行
(第1期工事)	王子町	731,194	731,194	10,826	自昭和 至 同		市域併合以前旧王子町地内に施行
第2期工事		779,144	779,144	27,731	自昭和至 同	2年 7年	市域併合以前旧尾久町地内に施行
組合 837,842 837,842 9,034 至 同 7年 南千住町地内に施行 千住町 (第1期工事) 507,995 507,995 13,149 自 大正 10年		10,050	10,050	196	昭和	7年	市域併合以前旧尾久町地内に施行
千住町 (第2期工事)       819,869       819,870       28,019       自昭和 2年 至 同 7年       市域併合以前旧千住町地内に施行         臨時部下水道千 住町工事       27,000       23,355       703       昭和 7年       千住町(第2期)残部市域併合後旧千住町地内に施行         継続郊外下水道 改良工事       15,800,000       15,440,595       285,197       自昭和 7年 至 同 19年       新市域内旧町村にて施行中のものを引続き旧市域合併後一部追加施行		837,842	837,842	9,034	自昭和至 同		
(第2期工事) 819,869 819,870 28,019 至 同 7年 市域併告以前旧十任可地内に施打 臨時部下水道千 住町工事 27,000 23,355 703 昭和 7年 千住町(第2期)残部市域併合後旧 経続郊外下水道 改良工事 15,800,000 15,440,595 285,197 直昭和 7年 至 同 19年 を引続き旧市域合併後一部追加施 行		507,995	507,995	13,149	自大正 至昭和	10年 15年	市域併合以前旧千住町地内に施行
住町工事 27,000 23,355 703 昭和 7年 千住町地内に施行 継続郊外下水道 15,800,000 15,440,595 285,197 自昭和 7年 至 同 19年 22,217,450 21,854,401 469,160 日本 19年 22,217,450 21,854,401 469,160		819,869	819,870	28,019	自昭和 至 同	2年 7年	市域併合以前旧千住町地内に施行
世紀 15,800,000 15,440,595 285,197 室 同 19年 を引続き旧市域合併後一部追加施		27,000	23,355	703	昭和	7年	
		15,800,000	15,440,595	285,197	自昭和 至 同		新市域内旧町村にて施行中のもの を引続き旧市域合併後一部追加施 行
工业发制以 <i>内 ) **</i>	計	22,217,450	21,854,401	469,160			
下水迫課以外に て施行 2,228,612 2,228,612 56,301 昭和 19年   府、市道路改修に伴い施行せるもの の工費は推計による。	下水道課以外に て施行	2,228,612	2,228,612	56,301	昭和	19年	府、市道路改修に伴い施行せるもの の工費は推計による。
新市域合計 24,446,062 24,083,013 525,461	新市域合計	24,446,062	24,083,013	525,461			
総 計 175,377,245 145,200,056 1,948,046		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	i i	·			

備考 継続都市計画完成下水道改良工事及び継続郊外下水道改良工事は、戦時に際し、昭和19年度限り国庫補助が中止となったため、同年度限り工事打ち切りとした。

# (3)終戦後施行

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道復旧	15,795,000	15,795,000		昭和 年 20~23	戦災箇所及び戦時 未補修のまま機能 低下又は停止をみ た箇所を復旧
計	15,795,000	15,795,000	-	-	
下水道復旧 管渠移転	61,065,000	55,408,460	15,821.00	21 ~ 25	区画整理地区内の 下水管移転及び新 管を敷設する(事 業名変更)
"	40,000,000	39,129,844	9,649.00		"
"	56,000,000	55,245,816	11,649.00		"
"	60,000,000	58,017,088	11,805.00		"
"	57,000,000	51,828,572	10,415.00		"
"	85,000,000	79,776,048	16,243.00		"
"	139,195,995	122,992,105	23,125.00		"
"	95,000,000	88,456,072	12,832.20		"
計	593,260,995	550,854,005	111,539.20		
下水道増補 改 良	82,500,000	21,473,830		21 ~ 25	既存設備の改良増 補
計	82,500,000	21,473,830			
下水道拡張	増補改良事業も含む				
"	276,000,000	95,929,364	7,602.00	23 ~ 25	下水道施設を拡張 する。
11	同 上 309,000,000	159,962,267	14,296.00	26	"
"	334,931,485 ( 144,391,984 )	257,601,869	17,992.00	27	"
"	500,000,000 ( 221,721,600 )	490,760,207	15,267.00	28	"
11	600,000,000 ( 230,961,393 )	434,046,434	22,075.00	29	"
11	600,000,000 ( 149,898,877 )	413,675,924	26,373.60	30	"
11	1,633,000,000	1,047,411,361	74,588.00	31	"

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道拡張	2,226,000,000	2,032,984,363	82,103.50	昭和32年	下水道施設を拡張 する。
"	3,000,000,000 ( 179,200,000 )	2,909,780,265	74,745.70	33	"
"	4,500,000,000 ( 231,000,000 )	4,171,154,459	77,109.87	34	"
"	7,600,000,000 ( 410,000,000 )	7,181,363,259	88,872.76	35	"
"	10,042,190,000 ( 538,010,506 )	9,666,336,043	77,860.00	36	"
"	12,000,000,000 ( 60,000,000 )	10,667,617,617	105,240.78	37	11
"	16,842,000,000 ( 515,150,911 )	14,636,505,985	157,222.90	38	11
"	21,841,500,000 ( 2,488,230,522 )	21,489,502,510	225,032.67	39	11
"	25,215,000,000 ( 725,709,853 )	22,956,280,686	190,588.02	40	11
"	29,800,000,000 ( 781,187,185 )	26,709,866,617	287,335.46	41	11
"	38,000,000,000 ( 943,227,036 )	33,879,886,446	340,648.78	42	11
"	40,000,000,000 ( 267,902,298 )	38,484,477,528	375,613.57	43	"
"	43,000,000,000	39,303,969,385	337,878.05	44	"
"	52,500,000,000	49,568,848,206	348,182.09	45	"
"	91,455,000,000	80,549,458,676	484,952.40	46	"
"	116,000,000,000 ( 10,905,541,324 )	113,193,236,890	531,293.73	47	"
"	118,000,000,000 ( 11,537,304,434 )	119,490,214,852	487,891.79	48	"
"	155,000,000,000 ( 9,652,064,582 )	153,401,160,308	388,449.06	49	"
"	195,000,000,000	158,375,760,231	410,696.35	50	"

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道拡張	195,000,000,000	169,861,915,545	375,041.71	昭和51年	下水道施設を拡張 する。
"	215,000,000,000 ( 867,084,455 )	183,879,203,725	354,568.29	52	"
"	225,000,000,000 ( 537,462,000 )	200,770,418,542	377,322.42	53	"
"	225,000,000,000 ( 892,000,000 )	216,117,146,568	414,806.96	54	"
"	225,000,000,000 ( 8,773,000,000 )	221,090,598,467	313,255.46	55	"
"	225,000,000,000 ( 12,097,000,000 )	225,703,824,558	286,535.66	56	"
"	235,000,000,000 ( 10,883,000,000 )	240,294,999,265	324,238.30	57	"
"	237,000,000,000 ( 4,589,000,000 )	224,948,862,467	369,675.91	58	"
"	237,000,000,000 ( 1,051,000,000 )	221,232,622,105	403,925.46	59	"
"	237,000,000,000	235,327,359,369	420,700.25	60	"
"	257,000,000,000	247,616,067,985	499,137.19	61	"
"	269,000,000,000	266,981,726,242	501,636.35	62	"
"	257,000,000,000	246,566,597,174	440,851.78	63	"
"	266,700,000,000	259,416,565,374	430,355.00	平成元年	"
"	266,700,000,000	250,536,149,078	384,846.93	2	"
"	270,000,000,000	252,862,831,126	312,408.17	3	11
"	267,000,000,000	266,847,499,465	275,268.61	4	"
"	279,800,000,000	274,380,285,889	245,567.00	5	"
"	255,000,000,000 ( 4,199,412,000 )	248,966,359,725	207,090.00	6	"

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備 考
下水道拡張	245,000,000,000 ( 4,689,126,500 )	241,084,515,838	137,911.00	平成7年	下水道施設を拡張 する。
"	225,000,000,000 ( 2,403,341,300 )	199,521,087,595	107,273.00	8	"
"	220,000,000,000 ( 2,047,032,300 )	185,895,923,809	88,906.00	9	"
"	190,000,000,000 ( 2,637,128,000 )	169,169,583,864	89,338.00	10	"
"	170,000,000,000 ( 18,505,947,000 )	154,302,632,807	88,517.60	11	"
"	165,000,000,000 ( 22,641,079,000 )	162,334,545,780	96,792.90	12	"
"	165,000,000,000 ( 18,809,119,500 )	148,286,628,117	91,900.40	13	"
"	150,000,000,000 ( 23,281,477,890 )	151,469,043,009	85,221.12	14	11
"	140,000,000,000 ( 17,394,028,000 )	145,227,298,584	111,509.85	15	"
"	125,000,000,000 ( 7,496,695,500 )	115,891,371,500	97,547.12	16	"
"	125,000,000,000 ( 11,518,792,550 )	107,775,106,767	88,484.92	17	"
"	125,000,000,000 ( 19,745,526,996 )	102,568,103,803	93,812.85	18	11
"	125,000,000,000 ( 28,456,803,900 )	120,263,392,160	98,223.33	19	"
"	125,000,000,000 ( 30,123,411,990 )	115,276,785,800	113,240.82	20	"
	7,925,474,621,485	7,484,034,843,854	13,575,821.44		

(注) ( )は前年度からの繰越で外書きである。

# 2-3 営業

### 2-3-1 下水道使用件数

### (1) 所管別使用件数

平成20年度末(単位:件)

種別	計	水道汚水	井戸	汚水	<del>20   及水   </del> その他	也汚水
所別	司	小胆仍小	専 用	併 用	専 用	併 用
合 計	5, 047, 342	5, 037, 450	7, 326	15, 623	2, 566	639
経 理 部	2, 362	0	0	0	2, 362	639
中部	462, 994	461, 958	984	1, 180	52	0
北部第一	518, 963	518, 611	338	2, 409	14	0
北部第二	504, 365	504, 184	159	902	22	0
東部第一	381, 978	381, 920	37	699	21	0
東部第二	540, 248	540, 150	82	552	16	0
西部第一	746, 397	745, 908	472	2, 889	17	0
西部第二	648, 931	644, 108	4, 808	3, 983	15	0
南部	1, 241, 104	1, 240, 611	446	3, 009	47	0

<sup>(</sup>注) 1. 「その他汚水」欄には、工業用水道水、地下鉄湧水、洞道湧水、一時使用を一括して掲げた。

<sup>2.</sup> 簡易水道水は「井戸汚水」欄に算入した。

<sup>3.</sup> 専用とは当該水種のみを使用しているものをいい、併用は当該水種と水道水を併せて使用しているものをいう。なお併用については、水道汚水の件数と重複するため、計には含めない。

### (2)特別区別使用件数

平成20年度末(単位:件)

4年101			井戸		以20年度末	也汚水
種別	計	水道汚水				
区別			専用	併用	専用	併用
合 計	5, 047, 342	5, 037, 450	7, 326	15, 623	2, 566	639
千代田	45, 467	45, 157	12	221	298	0
中央	93, 340	92, 276	907	172	157	0
港	162, 343	162, 069	22	453	252	0
新宿	224, 991	224, 664	71	756	256	0
文 京	126, 553	126, 420	36	598	97	0
台 東	112, 563	112, 420	32	234	111	1
墨田	139, 254	139, 149	19	112	86	87
江 東	243, 112	242, 771	18	587	323	249
品川	216, 756	216, 571	83	740	102	0
目 黒	160, 310	160, 211	65	451	34	0
大 田	377, 040	376, 795	79	642	166	0
世田谷	487, 324	487, 034	219	1, 176	71	0
渋 谷	162, 592	162, 456	43	334	93	0
中野	199, 162	199, 002	119	554	41	0
杉並	322, 549	322, 242	282	1, 579	25	0
豊島	176, 498	176, 150	229	1, 478	119	0
北	186, 480	186, 350	107	516	23	46
荒 川	103, 690	103, 621	41	99	28	30
板橋	294, 529	294, 235	247	992	47	57
練馬	354, 487	349, 873	4, 561	2, 991	53	38
足立	317, 957	317, 834	52	386	71	37
葛飾	216, 782	216, 709	36	230	37	32
江戸川	323, 563	323, 441	46	322	76	62
(注) 1. 「そ	その他汚水」欄には、	丁業用水道水、州	1下鉄湧水 派	1首渔水 一時	片使用を一括 [	て掲げた。

<sup>(</sup>注) 1. 「その他汚水」欄には、工業用水道水、地下鉄湧水、洞道湧水、一時使用を一括して掲げた。

<sup>2.</sup> 簡易水道水は「井戸汚水」欄に算入した。

<sup>3.</sup> 専用とは当該水種のみを使用しているものをいい、併用は当該水種と水道水を併せて使用しているものをいう。なお、併用については、水道汚水の件数と重複するため、計には含めない。

### (3) 水道汚水使用件数

過去10年間の水道汚水使用件数の推移は次のとおりである。

(単位:件)

				(十二・11)
種別	合計		一般用	浴場営業用
年度末	件数	指数	/4×/13	阳勿百未川
11	4, 348, 852	100	4, 347, 770	1,082
12	4, 429, 291	102	4, 428, 244	1, 047
13	4, 507, 178	104	4, 506, 158	1,020
14	4, 568, 440	105	4, 567, 472	968
15	4, 629, 330	106	4, 628, 391	939
16	4, 705, 648	108	4, 704, 749	899
17	4, 793, 279	110	4, 792, 416	863
18	4, 894, 782	113	4, 893, 976	806
19	4, 983, 932	115	4, 983, 170	762
20	5, 037, 450	116	5, 036, 727	723

指数は平成11年度を基準としている。

#### (4) その他汚水使用件数

過去10年間のその他汚水使用件数の推移は次のとおりである。

(単位:件)

種別		井戸汚水				•	その他汚水	ί.	
	手	手動		力	地下鉄	工業月	用水道	その	つ他
年度末	専用	併用	専用	併用	湧水	専用	併用	専用	併用
11	7	9	6, 188	21, 797	296	44	717	6, 926	1, 597
12	4	7	9, 816	20, 661	316	46	694	6, 474	1, 488
13	4	6	9, 909	20, 509	316	47	687	1,641	1
14	4	5	9, 486	20, 515	334	46	672	1,707	0
15	4	5	8, 867	18, 554	355	103	679	1,805	0
16	3	5	8, 449	17, 990	351	107	671	1,856	0
17	3	5	8, 010	17, 242	355	102	670	1,872	0
18	3	5	7, 791	16, 319	354	99	655	1,990	0
19	2	3	7,606	16, 073	352	100	647	2,021	0
20	1	3	7, 325	15, 620	362	98	639	2, 106	0

<sup>(</sup>注)1 「その他汚水」欄の「その他」の項目には、12年度までは、簡易水道水、洞道湧水、一時使用を 一括して計上し、平成13年度からは、簡易水道水は「井戸汚水」欄に計上した。

<sup>2</sup> 専用とは当該水種のみを使用しているものをいい、併用は当該水種と水道水を併せて使用しているものをいう。

### 2-3-2 汚水排出量

### (1)用途別汚水排出量

過去10年間の用途別汚水排出量の推移は、次のとおりである。

(単位:m³)

年度	計	指数	一般用	浴場営業用
11	1, 144, 623, 790	100	1, 133, 509, 642	11, 114, 148
12	1, 143, 671, 352	100	1, 133, 141, 326	10, 530, 026
13	1, 136, 826, 120	99	1, 126, 750, 927	10, 075, 193
14	1, 131, 469, 056	99	1, 121, 867, 458	9, 601, 598
15	1, 124, 884, 438	98	1, 115, 634, 769	9, 249, 669
16	1, 131, 727, 876	99	1, 122, 999, 130	8, 728, 746
17	1, 132, 787, 663	99	1, 124, 511, 409	8, 276, 254
18	1, 134, 256, 449	99	1, 126, 427, 814	7, 828, 635
19	1, 134, 801, 746	99	1, 127, 336, 233	7, 465, 513
20	1, 121, 001, 830	98	1, 114, 058, 383	6, 943, 447

<sup>※</sup> 指数は平成11年度を基準としている。

# (2) 用途別・月別汚水排出量

(平成20年度 単位:件、m<sup>3</sup>)

		十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八十八十八十	单位:件、Ⅲ /
	[th WL		교사고
\ <b>⇒</b> 1	件数	水量	平均水量
合計	61, 046, 040	1, 121, 001, 830	18. 4
4月	5, 062, 773	90, 260, 113	17.8
5月	5, 062, 451	93, 291, 081	18. 4
6月	5, 084, 639	94, 162, 831	18. 5
7月	5, 086, 540	93, 512, 524	18. 4
8月	5, 067, 251	97, 697, 847	19. 3
9月	5, 076, 502	96, 046, 646	18. 9
10月	5, 115, 347	94, 294, 822	18. 4
11月	5, 056, 110	95, 200, 023	18. 8
12月	5, 080, 209	91, 953, 356	18. 1
1月	5, 109, 247	95, 099, 060	18. 6
2月	5, 081, 523	93, 030, 507	18. 3
3月		86, 453, 020	
3月	5, 163, 448		16. 7
	件数	水量	고선사를
∧ ⇒ı			平均水量
合計	61, 036, 650	1, 114, 058, 383	18. 3
4月	5, 061, 993	89, 714, 074	17. 7
5月	5, 061, 636	92, 656, 129	18. 3
6月	5, 083, 836	93, 610, 673	18. 4
7月	5, 085, 739	92, 918, 855	18. 3
8月	5, 066, 487	97, 137, 208	19. 2
9月	5, 075, 774	95, 475, 289	18. 8
10月	5, 114, 524	93, 718, 642	18. 3
11月	5, 055, 344	94, 594, 353	18. 7
12月	5, 079, 455	91, 424, 842	18. 0
1月	5, 108, 456	94, 487, 230	18. 5
2月	5, 080, 743	92, 454, 251	18. 2
3月	5, 162, 663	85, 866, 837	16. 6
		浴場営業用	
	件数	水量	平均水量
合計	9, 390	6, 943, 447	739. 5
4月	780	546, 039	700. 1
5月	815	634, 952	779. 1
6月	803	552, 158	687. 6
7月	801	593, 669	741. 2
8月	764	560, 639	733.8
9月	728	571, 357	784. 8
10月	823	576, 180	700. 1
11月	766	605, 670	790. 7
12月	754	528, 514	700. 9
1月	791	611, 830	773. 5
1万 2月	780	576, 256	738. 8
3月	785	586, 183	
	100	əou, 18ə	746. 7

(注) 件数は、調定件数である。

# 2-3-3 料金徴収

# (1) 下水道料金調定・収入状況

過去10年間の下水道料金の調定・収入の推移は次のとおりである。

(単位:円、%)

種別 年度	過年度繰越額	当該年度調定額	合計 (A)	当該年度収入額 (B)	収入率 (B/A)
11	14, 877, 020, 966	185, 280, 196, 573	200, 157, 217, 539	187, 375, 444, 168	93. 6
12	12, 781, 773, 371	185, 037, 738, 626	197, 819, 511, 997	182, 743, 703, 804	92. 4
13	15, 075, 808, 193	182, 653, 895, 136	197, 729, 703, 329	185, 098, 191, 848	93. 6
14	12, 631, 511, 481	180, 609, 465, 014	193, 240, 976, 495	177, 191, 871, 831	91. 7
15	16, 049, 104, 664	178, 348, 487, 504	194, 397, 592, 168	181, 343, 477, 563	93. 3
16	13, 054, 114, 605	179, 596, 815, 692	192, 650, 930, 297	176, 480, 624, 060	91.6
17	16, 170, 306, 237	179, 499, 484, 844	195, 669, 791, 081	178, 939, 026, 820	91. 4
18	16, 730, 764, 261	178, 868, 948, 684	195, 599, 712, 945	179, 100, 233, 546	91. 6
19	16, 499, 479, 399	178, 000, 680, 725	194, 500, 160, 124	178, 313, 851, 796	91. 7
20	16, 186, 308, 328	174, 294, 480, 882	190, 480, 789, 210	176, 254, 203, 382	92. 5

### (2) 所管別料金調定・収入状況

種別 所別	過年度繰越額	平成20年度調定額	合 計	平成20年度収入額
合 計	16, 186, 308, 328	174, 294, 480, 882	190, 480, 789, 210	176, 254, 203, 382
水道局委託	15, 635, 793, 215	168, 586, 494, 046	184, 222, 287, 261	170, 496, 558, 461
経 理 部	358, 453, 571	3, 421, 611, 018	3, 780, 064, 589	3, 524, 643, 036
中部	36, 525, 291	235, 142, 699	271, 667, 990	249, 810, 290
北部第一	3, 428, 865	87, 318, 969	90, 747, 834	78, 403, 316
北部第二	9, 512, 160	29, 177, 449	38, 689, 609	34, 264, 545
東部第一	78, 673, 259	1, 549, 793, 053	1, 628, 466, 312	1, 475, 388, 243
東部第二	1, 919, 242	27, 503, 748	29, 422, 990	25, 698, 775
西部第一	30, 599, 166	92, 112, 456	122, 711, 622	109, 983, 306
西部第二	7, 284, 972	29, 112, 855	36, 397, 827	18, 663, 905
南 部	24, 118, 587	236, 214, 589	260, 333, 176	240, 789, 505

### (3) 年度別下水道料金調定額等の推移

(単位:件、m<sup>3</sup>、円)

TE 11	1中 米	)工具, HEIIT 目	고나니, 티		
項目	件数	汚水排出量	平均水量	調定金額	平均金額
年度 🔪	A	В	B/A	С	C/A
11	52, 656, 051	1, 144, 623, 790	21.7	185, 280, 196, 573	3, 519
11	(100.00)	(100.00)	(100.00)	( 100.00)	(100.00)
12	53, 492, 261	1, 143, 671, 352	21. 4	185, 037, 738, 626	3, 459
12	(101.59)	(99.92)	(98.35)	(99.87)	(98. 31)
13	54, 464, 707	1, 136, 826, 120	20.9	182, 653, 895, 136	3, 354
13	(103.43)	(99.32)	(96.02)	(98.58)	(95.31)
1.4	55, 363, 060	1, 131, 469, 056	20.4	180, 609, 465, 014	3, 262
14	(105.14)	(98.85)	(94.02)	(97.48)	(92.71)
1.5	56, 087, 411	1, 124, 884, 438	20. 1	178, 348, 487, 504	3, 180
15	(106.52)	(98.28)	(92.26)	(96.26)	(90.37)
16	56, 857, 110	1, 131, 727, 876	19. 9	179, 596, 815, 692	3, 159
10	(107.98)	(98.87)	(91.57)	(96.93)	(89.77)
17	57, 879, 066	1, 132, 787, 663	19. 6	179, 499, 484, 844	3, 101
11	(109.92)	(98.97)	(90.04)	(96.88)	(88. 14)
18	58, 965, 154	1, 134, 256, 449	19. 2	178, 868, 948, 684	3, 033
10	(111.98)	(99.09)	(88.49)	(96.54)	(86. 21)
19	60, 123, 338	1, 134, 801, 746	18. 9	178, 000, 680, 725	2, 961
19	(114.18)	(99.14)	(86.83)	(96. 07)	(84. 14)
20	61, 046, 040	1, 121, 001, 830	18. 4	174, 294, 480, 882	2,855
20	(115.93)	(97.94)	(84.48)	(94. 07)	(81. 14)

<sup>(</sup>注) 1. 各欄の下段の() 書き数値は、平成11年度を100としたものである。

# 2-3-4 排水設備

# (1)年度別排水設備設置状況

種別	排水設備	水洗包	更器数	ディスポーザ 排水処理シス	雨水浸	透施設
	届出件数	大便器		テム設置数	浸透管	浸透ます
年度 \	(件)	(個)	うち節水型(個)	(件)	(m)	(個)
平成4	87, 230	127, 404	70, 697			<del></del>
5	94, 601	136, 112	86, 730			
6	92, 208	126, 373	79, 686			
7	87, 077	115, 871	82, 899		45, 979	8, 959
8	87, 261	106, 163	80, 940		56, 230	10, 551
9	76, 251	100, 929	73, 229		52, 905	10,001
10	77, 577	102, 531	80, 604	3	60, 262	13, 998
11	77, 582	100, 056	82, 062	15	44, 433	28, 921
12	78, 897	105, 609	92, 427	37	36, 815	7, 522
13	84, 949	111, 587	100, 545	71	31, 954	5, 063
14	90, 855	122, 805	111, 322	89	54, 249	11, 398
15	102, 707	132, 693	121, 381	110	56, 804	12, 700
16	103, 424	135, 361	126, 009	119	70, 165	13, 147
17	109, 005	135, 993	125, 624	183	48, 649	10, 841
18	118, 672	146, 744	141, 436	343	41, 648	11, 099
19	88, 143	114, 326	107, 860	77	40, 729	9, 036
20	77, 762	106, 193	101, 285	134	37, 091	9, 811

### (2)年度別水洗便所助成状況

	助成金額(1件	当たり上限)	助	成 件	数
年度	一般助成	(特別)助成	一般助成	(特別)助成	計
	(円)	(円)	(件)	(件)	(件)
平成4	45, 000	285, 000	478	247	725
5	60,000	380, 000	457	251	708
6	60,000	386, 000	381	217	598
7	60,000	390, 000	250	120	370
8	60,000	390, 000	189	116	305
9	60,000	397, 000	127	82	209
10	60,000	397, 000	50	36	86
11	60,000	397, 000	22	48	70
12		397, 000	(※) 1	29	30
13		397, 000		27	27
14		397, 000		14	14
15		397, 000		7	7
16		380, 000		11	11
17		380, 000		3	3
18		380, 000		8	8
19		380, 000		3	3
20		380, 000		8	8

<sup>(※)</sup> 平成11年度の受付け分であるが、事務手続上会計処理が12年度に なったもの。

### 2-3-5 水質規制

#### (1)特定施設、除害施設関連の届出の状況

(平成20年度)

下水道		特	定 旅	也 設	除害	施設	(	共 通	<u> </u>
事務所	(変更)届	設 置	使 用	構 変 更	新 設	増改	氏 変 更	使 廃 止	承 継
中部	27	21	0	21	6	2	121	50	10
北部第一	23	10	1	19	2	6	30	21	8
北部第二	27	10	1	18	3	2	24	12	2
東部第一	40	12	0	26	11	11	68	44	16
東部第二	11	4	1	21	2	3	29	28	12
西部第一	16	6	0	18	3	4	86	72	11
西部第二	15	11	0	7	3	1	31	21	4
南部	42	16	0	33	13	11	84	41	20
計	201	90	3	163	43	40	473	289	83

注1: 特定施設に関する届出の根拠規定

○ 設置届 … 下水道法第12条の3第1項

○ 使用届 … 下水道法第12条の3第2項及び第3項

○ 変更届 … 下水道法第12条の4

注2: 除害施設に関する届出の根拠規定

○ 新設、増改築 … 東京都下水道条例第4条第2項

(新設には既設の施設についての事後届出も含む)

#### (2) 重点及び一般指導事業場の除害施設等設置状況

(平成20年度末)

				内 訳		
下水道 事務所	重点指導事業場数	一 般 指 導 事 業 場 数	計	除 害 施 設 設 置 済	水質改善措置済	その他
中部	210	104	314	257	51	6
北部第一	176	202	378	224	140	14
北部第二	215	103	318	252	64	2
東部第一	306	204	510	342	119	49
東部第二	275	102	377	267	63	47
西部第一	85	106	191	116	68	7
西部第二	162	114	276	195	79	2
南部	396	244	640	452	167	21
計	1, 825	1, 179	3, 004	2, 105	751	148

重点指導事業場 … 下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある事業場の うち、有害物質使用事業場や酸性排水等特に下水道施設に与える 影響が大きいと考えられる事業場

一般指導事業場 … 下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある事業場の うち、重点指導対象事業場以外の事業場

水質改善措置済事業場 … 除害施設等の設置以外の方法(製造方法や工程の変更、 原材料や使用薬剤の変更、廃液の循環使用や全量回収等) により、水質の改善を行っている事業場

その他事業場 … 除害施設等の設置や水質改善措置が必要か否か調査中の事業場等

#### (3)業種別届出事業場状況

(平成20年度末)

業種		事	業	場数		内	訳
番号	業種				数	特定事業場	特定事業場以 外 の 事 業 場
1	食料品製造業			5	513	505	8
2	繊維工業				95	95	0
3	木材・木製品製造業				10	9	1
4	パルプ・紙・紙加工品製造業				5	3	2
5	製版業		788			782	6
6	出版・印刷・同関連産業		511			505	6
7	化学工業				97	76	21
8	なめしかわ・同製品・毛皮製造業				80	69	11
9	窯業・土石製品製造業			2	258	253	5
10	鉄鋼業				18	18	0
11	非鉄金属製造業				30	29	1
12	めっき業			4	195	495	0
13	金属製品製造業			5	550	537	13
14	機械器具製造業			1	136	133	3
15	その他製造業				80	59	21
16	料理品小売業・飲食店・旅館業			5	544	520	24
17	洗濯業			2, 8	329	2, 828	1
18	写真現像業			6	647	647	0
19	学校・試験研究・検査業			4	158	444	14
20	病院			1	145	79	66
21	その他の業種			1, 6	526	1, 417	209
	計			9, 9	915	9, 503	412

事業場数 … 特定施設又は除害施設を設置するか水質改善措置を行い、 下水道局へ届け出ている事業場数

特定事業場 … 特定施設を設置し、下水道局へ届け出ている事業場 特定事業場以外の事業場 … 特定施設は設置していないが、除害施設を設置するか 水質改善措置を行い、下水道局に届け出ている事業場

# (4)措置状況

(平成20年度)

		措 置 状 況						
		注意	数上言口	改善命令	排水一時 停止命令			
平成20年度 まで累計		37, 363	3, 249	144	2			
	昭和49年度から 平成11年度まで	32, 206	3, 135	144	2			
年	平成12年度	868	10	0	0			
度	平成13年度	734	10	0	0			
別	平成14年度	508	16	0	0			
内	平成15年度	548	5	0	0			
訳	平成16年度	545	5	0	0			
	平成17年度	566	16	0	0			
	平成18年度	545	36	0	0			
	平成19年度	457	9	0	0			
	平成20年度	386	7	0	0			
	中 部	14	0	0	0			
20	北部第一	51	1	0	0			
年度下水道事務所別內訳	北部第二	59	1	0	0			
	東部第一	61	0	0	0			
	東部第二	89	1	0	0			
	西部第一	15	1	0	0			
	西部第二	36	0	0	0			
	南部	61	3	0	0			